

大津市監査委員告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、
令和 4 年 10 月 21 日に市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨
の通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 2 日

大津市監査委員	土 屋	薫
同	津 田	穂 積
同	山 本	久 子
同	浅 井	貴 博

令和3年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

令和3年度 包括外部監査の結果に基づく措置・取組一覧表

特定の事件：大津市外郭団体に係る財務事務の執行について

1. 全般意見

区分及び項目	状態 (R4.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	1 外郭団体のあり方や管理における大津市の方針について			○		総務部行政管理室
	2 大津市所管課と外郭団体との関係の希薄さについて		○	○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室、都市計画部公園緑地課、都市計画部都市魅力づくり推進課
	3 外郭団体を統括管理する部署と外部委員会の必要性について				○	総務部行政管理室
	4 外郭団体の定義と範囲の見直しについて					
	① 市が資本金の4分の1(25%)以上を出資している団体について			○	○	都市計画部都市魅力づくり推進課、企業局企業総務部企業総務課
	② 市が継続的に人的・財政的支援をしている団体について			○		総務部行政管理室
	5 外郭団体経営状況等調査票の見直しについて					
	① 外郭団体経営状況等調査票の内容の適切性について			○		総務部行政改革推進課
	② 団体概要における基本財産(出資比率)の記載について		○			総務部行政改革推進課
	③ 組織の状況における外郭団体への非常勤役員派遣の記載の必要性について		○			総務部行政改革推進課
	6 外郭団体共通の課題について					
	① 外郭団体のモニタリング制度の導入について				○	総務部行政管理室
	② 外郭団体における再委託の手続きについて		○	○		総務部総務課、総務部契約検査課
	③ 外郭団体のより一層の自立化に向けた計画の策定と進捗管理について		○		○	総務部行政管理室、健康保険部長寿政策課、健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室、産業観光部観光振興課、産業観光部観光振興課MICE推進室、都市計画部公園緑地課
④ 市の職員が外郭団体の役員等に就任する際の手続きについて				○	総務部人事課	

2. 個別意見

(1) (公財)大津市公園緑地協会

区分及び項目	状態 (R4.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 呼次松児童公園の自動車乗り入れについて			○		都市計画部公園緑地課
	2 堅田東児童公園に放置されている中古什器等について			○		都市計画部公園緑地課
意見	1 「おおつ公園レポ」の活用拡大について			○		都市計画部公園緑地課
	2 事業計画書及び事業報告書に記載すべき事業について	○				都市計画部公園緑地課
	3 水道、ガスの料金請求事務の効率化について		○			都市計画部公園緑地課
	4 100%市が出資する公益財団法人と市の関係について		○			都市計画部公園緑地課

(2) (一財)大津市勤労者互助会

区分及び項目	状態 (R4.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 大津市外郭団体経営状況等調査票における財務内容の金額について	○				産業観光部商工労働政策課
	2 新型コロナウイルス感染症発生に伴う補てん額に係る消費税の区分について	○				産業観光部商工労働政策課
	3 基本協定の一部を変更する協定における当初協定締結日の記載誤りについて	○				産業観光部商工労働政策課
	4 指定管理に係る事業報告の提出期日の遵守について	○				産業観光部商工労働政策課
	5 計算書類及び事業報告書の附属明細書の作成について	○				産業観光部商工労働政策課
	6 評議員会及び理事会の議事録の記載事項について	○				産業観光部商工労働政策課
	7 指定管理業務における第三者委託に係る入札の実施について	○				産業観光部商工労働政策課
意見	1 勤労者互助会の今後の方向性について	○				産業観光部商工労働政策課
	2 勤労者互助会の役員等への市職員の就任について	○				産業観光部商工労働政策課
	3 月次の事業報告における記載事項の区分について	○				産業観光部商工労働政策課
	4 適用する会計基準について				○	産業観光部商工労働政策課

(3) (社福)大津市社会福祉協議会

区分及び項目	状態 (R4.5.31現在)					担当所属
	措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 育成費助成事業及び学区社会福祉協議会追悼事業の補助金収入について		○			福祉部福祉政策課
	2 ファイナンス・リース取引の会計処理について	○				福祉部福祉政策課
意見	1 補助金の対象経費について	○				福祉部福祉政策課
	2 ファミリーサポートセンターの会員管理について		○			福祉部子ども未来局子ども・若者政策課
	3 補助事業の目標管理について			○		福祉部福祉政策課

(4) (社福) 大津市社会福祉事業団

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 固定資産に含まれる撤去費用の会計処理について	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	2 賞与引当金に係る法定福利費部分の未計上について	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	3 賞与引当金の対象者について	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	4 退職給付引当金の対象者について	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
意見	1 榛原の里の施設に関する固定資産管理計画の策定について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	2 榛原の里の改修及び建替更新の財源確保と運営改善について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	3 老人福祉センターの公共施設等総合管理計画の個別施設計画策定について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	4 老人福祉センターの公募の検討について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	5 市の指定管理や補助事業の再委託契約に関する契約事務に対する監督とその改善について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	6 ふれあいプラザ事業の民間利用の促進と経営改善について			○			福祉部福祉政策課
	7 市のおおつゴールドプラン2021と社会福祉事業団の中期計画との整合性について				○		健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	8 課税仕入れに係る消費税額の計算誤りについて	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	9 消費税計算における課税売上割合の端数処理について	○					健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室
	10 木戸交流センターの貸室業務の稼働率向上に向けた取組みについて				○		市民部自治協働課
	11 経営改革会議の発足について		○				健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室

(5) (公社) びわ湖大津観光協会

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	1 外郭団体に対する包括的モニタリングの必要性について					○	総務部行政管理室
	2 地域観光振興事業の事実確認手続について				○		産業観光部観光振興課
	3 支払金額の確認方法について				○		産業観光部観光振興課
	4 再委託手続について				○		総務部契約検査課
	5 大津市サテライト観光案内業務における議事録の作成について				○		産業観光部観光振興課

(6) 浜大津都市開発(株)

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 役員退職慰労引当金の計上について					○	都市計画部都市魅力づくり推進課
意見	1 市と外郭団体との希薄な関係について				○		都市計画部都市魅力づくり推進課
	2 固定資産の表示と注記について					○	都市計画部都市魅力づくり推進課
	3 役員報酬の表示科目について					○	都市計画部都市魅力づくり推進課

(7) (公社) 大津市シルバー人材センター

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 補助対象事業費の正確な把握について	○					健康保険部長寿政策課
	2 政策的随意契約の公表について				○		総務部契約検査課
意見	1 補助金のあり方や水準に係る相互理解の醸成について		○				健康保険部長寿政策課
	2 補助金の成果指標について				○		健康保険部長寿政策課
	3 高齢者福祉計画を踏まえたシルバー人材センターへの支援について				○		健康保険部長寿政策課
	4 補助金の状況報告及び調査又は現地調査等の活用について		○				健康保険部長寿政策課
	5 政策的随意契約における契約金額の妥当性の確認について				○		総務部契約検査課
	6 シルバー人材センターとの委託契約書における再委託の承諾に係る規定について		○				総務部総務課

(8) (公財) 大津市国際親善協会

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	1 賞与引当金の計上について			○			産業観光部観光振興課MICE推進室
意見	1 行政財産の使用料について				○		産業観光部観光振興課MICE推進室
	2 国際親善協会の中長期計画について		○				産業観光部観光振興課MICE推進室
	3 国際親善協会の成果指標について			○			産業観光部観光振興課MICE推進室

(9) (株)まちづくり大津

区分及び項目		状態 (R4.5.31現在)					担当所属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	1 外郭団体に対する包括的モニタリングの必要性について					○	総務部行政管理室
	2 まちづくりにおける外郭団体の連携の可能性について				○		都市魅力づくり推進課

大津市外郭団体に係る財務事務の執行について

1 全般意見

<p>外郭団体のあり方や管理における大津市の方針について（全般意見1）（本報告書 20 頁）</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>市においては、現在、外郭団体を管理する条例、規則、方針等はない。これは、市が「行政改革プラン」における外郭団体の経営健全化や自立化の取組みに一定の成果があったとして、外郭団体の管理が行政改革で取り組む対象から除外されたことが要因の一つになっているものと考えられる。しかし、今回の監査で所々の問題があることが判明しており、外郭団体の経営健全化や自立化が十分に行われているとは言えない。</p> <p>現状では、市において外郭団体の位置付けや管理運営の方針が明確にされていないため、市が総合計画や個別計画等において外郭団体をどのように位置付け、施策目的を達成するのに外郭団体との関係を持ち、外郭団体をどう活用するのかが外部からは見えにくい。このため、外郭団体の位置付けや管理について、市民への説明責任が十分に果たされていない状況にあると思料される。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>一般的に、地方公共団体が外郭団体のあり方や管理における方針を設定し、公表する目的は、外郭団体の位置付けと関与のあり方に関する基本的な考え方を明確にすることにより、外郭団体の自立的かつ健全な経営を促すとともに、地方公共団体の外郭団体への出資等の財政的関与や人的支援の適正化及び透明性の確保を図ることだと考えられる。大阪府中核市では、豊中市などが外郭団体の管理に係る条例、規則、方針等を策定している。</p> <p>よって、市はこのような他都市の事例を参考にして、市の外郭団体のあり方や管理における方針を策定し、もっと積極的に外郭団体の管理運営に関与するとともに、外郭団体の事業の執行におけるモニタリングや施策目的への達成状況について自己点検評価する仕組みを検討する必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容【検討中】</p> <p>外郭団体の在り方や管理における方針の策定については、他都市の事例を収集するなどして、その具体的な在り方について検討しています。</p> <p style="text-align: right;">(行政管理室)</p>
<p>大津市所管課と外郭団体との関係の希薄さについて（全般意見2）（本報告書 23 頁）</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>今回の監査で明らかとなったのは、市所管課と外郭団体との関係の希薄さである。これは複数の要因が考えられるとしても、市がこれまでの「行政改革プラン」における外郭団体の経営健全化や自立化の取組みを進めた結果、市所管課と外郭団体との間で距離ができたことは否めない。特に、以前は市職員が外郭団体の常勤職員として派遣されて</p>

いたが、市の方針として派遣職員の引き上げ方針が明確になったことから、人的支援としての市職員の派遣を順次引き上げたことにより、人的な関係性が希薄になっているものと考えられる。

2. 監査の結果及び意見

このような市所管課と外郭団体の関係性の希薄さ（本報告書 23 頁及び 24 頁参照）は、市が外郭団体を必ずしも施策目的を達成するためのパートナーとして位置付けていないことに起因しているものと考えられ、日常のコミュニケーション不足も相まって相互の信頼関係を損なうリスクが高くなり、決して好ましいことではない。

市は、外郭団体の設立の本旨と施策目的の達成を改めて勘案し、外郭団体にさらなる経営健全化や自立化を促しつつ、外郭団体との関係性が適切かどうかを検証した上で、必要に応じてその改善に向けた対応を検討する必要がある。

講じた措置の内容

【取組中】

社会福祉事業団は、福祉施設等の受託経営を目的として、本市が設立し、本市の福祉サービスを牽引してきましたが、指定管理者制度導入時の地方自治法改正により、それまでの公の施設管理は直営を原則としつつ、当該地方公共団体が出資する法人にのみ管理を委託することが可能であったものが、民間に開放され、現在は社会福祉事業団といえども民間との競争が当然となり、設立当初とは大きく異なる状況となっています。

このことを踏まえて、社会福祉事業団との適切な関係性や改善に向けた支援について、引き続き社会福祉事業団と協議していきます。

（事業所・施設整備室）

【その他】

公園緑地協会は、市の出資を受けて市と一体となって事業を実施するとしても、基本的には独立した団体として、自主・自立的な運営を行うことが必要であると考えます。

（公園緑地課）

【検討中】

今後、外郭団体とまちづくりにおける関係性等を慎重に検討し、対応していきます。

（都市魅力づくり推進課）

外郭団体を統括管理する部署と外部委員会の必要性について（全般意見 3）（本報告書 24 頁）

1. 事案の概要

外郭団体の管理については、現在、市の附属機関や庁内での検討会議が設置されておらず、外郭団体を統括管理している部署がない状況にある。これは、現行の事務分掌においては外郭団体の管理は統括管理するのではなく、各所管所属で対応（連絡・調整）していくとの位置付けがなされていることによる。

この点、行政改革推進課は外郭団体の経営状況調査票の公表等を行っているが、外郭団体の運営に関する指導や監査を行う所管所属ではなく、それぞれの事業内容を詳細に把握している所管課が外郭団体の経営状況等を把握し、検証の上で補助金等の予算要求

を行う建付けとのことである。

2. 監査の結果及び意見

外郭団体の管理は一義的には外郭団体の状況を把握している各所管課が担当するのは当然のことである。だが、外郭団体の管理において、共通に発生する課題や改善すべき点がある場合、所管課単独で対応するには限界があり、市全体の観点から外郭団体を統括的に管理し指導する機能が求められる。ここでは、市の施策目的を達成する上で、外郭団体を実効性のある管理運営をするために組織化することが目的ではなく、そのような統括管理をする機能を持つことが重要であることに留意すべきである。

なお、外郭団体の管理について、枚方市など透明性を持たせるとともに、外部の有識者による専門的な観点から点検・評価を行い、外郭団体等への関与、支援等のあり方に関して助言及び提言を受けることができるよう、外部委員会の設置をしている地方公共団体がある。市においては、外郭団体の管理及び評価を適切に行う観点から、今後は外部委員会の設置の必要性についても、市内の外郭団体の統括管理の事務体制と併せて検討されたい。

講じた措置の内容【未措置】

外郭団体の統括管理の事務体制と外郭団体の管理及び評価を適切に行うための外部委員会の設置については、他都市の事例を参考にしながら、その在り方や必要性について検討します。

(行政管理室)

外郭団体の定義と範囲の見直しについて(全般意見4) ①市が資本金の4分の1(25%)以上を出資している団体について(本報告書 25 頁)

1. 事案の概要

市の外郭団体の定義のうち、市が資本金の4分の1(25%)以上を出資している団体は、客観的な出資比率で判断できるため、本来であれば、この条件を満たす団体は外郭団体とすべきである。だが、以下の団体は外郭団体の対象とされていない。その理由を確認したところ、明確な回答はなく、市がなぜ、外郭団体の対象としていないかは不明である。

団体名	市出資金(千円)	出資割合
(地独) 市立大津市民病院	1,000	100%
びわ湖ブルーエナジー(株)	25,000	25.0%
(株) 大津ガスサービスセンター	20,000	45.7%

このうち、(地独)市立大津市民病院は市の100%出資であるが、地方独立行政法人法による評価委員会が設置され、業績や経営に対して評価委員の評価を受けている。また、びわ湖ブルーエナジー(株)は大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書によりモニタリングが実施されており、このモニタリング結果は、外部の学識経験者等3名で構成する大津市ガス特定運営事業等検証委員会で検証されている。

これに対して、(株) 大津ガスサービスセンターは、会社法に基づく株主総会や取締役会の制度はあっても、特段の法令等によるモニタリングなどの仕組みはない。

2. 監査の結果及び意見

(株) 大津ガスサービスセンターは、現在の市の出資比率は 45.7%であり外形的には市が経営支配する状況にあるが、設立当初から民間企業として独立した経営活動を展開しており、市は財政的支援を実施していないことから、市として主導的な指導等は行っていないとのことである。

そうであれば、市が同社に対する出資割合を 4分の1 (25%) 以上とする合理的理由は乏しいと判断される。市企業局も現在の出資比率を維持しておく必然性はなく、現在の出資比率を維持するかどうかについては今後の協議事項となっていることから、株式売却を視野に入れて形式的要件である 4分の1 (25%) 以上となっている同社への出資割合を見直すべきである。

同様のことが、浜大津都市開発についても言える。市と浜大津都市開発が浜大津地域の活性化について、本来であれば、施策目的を達成するためのパートナーとして位置付けて対応すべきであり、まちづくり大津とも連携して関係性を強化するべきである。しかし、こうした方針が今後も検討されないのであれば、市が浜大津都市開発の出資割合を 4分の1 (25%) 以上とする合理的理由は乏しいと判断され、株式売却を視野に入れて形式的要件である 4分の1 (25%) 以上の出資割合を見直すべきである。

講じた措置の内容

【検討中】

明日都浜大津は浜大津地域の市街地再開発事業により整備された施設であり、本市は同施設の地権者であるとともに利用者でもあることから、今後、同社との関係性等を慎重に検討し、対応していきます。

(都市魅力づくり推進課)

【方針決定】

(株)大津ガスサービスセンターに対する出資比率が 25%未満となるよう、本市が保有する株式の一部を売却する方針を決定しました。同社へは、今回の包括外部監査の結果を報告し、本市の意向を伝えています。なお、株式の譲渡先については、現在、検討しているところです。

(企業総務課)

外郭団体の定義と範囲の見直しについて (全般意見 4) ②市が継続的に人的・財政的支援をしている団体について (本報告書 27 頁)

1. 事案の概要

今回の監査では、市が継続的に人的・財政的支援をしている団体について調査したところ、以下の団体は市が管理する外郭団体に該当するのではないかと考えられる。

団体名	所管所属	市と団体との関係性
(公社) 大津市	長寿政策	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づ

シルバー人材センター	課	き、市から継続して補助金及び事業を受託しており、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る市の施策と密接な関係がある。
(公財) 大津市国際親善協会	M I C E 推進室	「大津市国際化推進大綱」に基づき、国際交流・多文化共生の地域づくりを担う団体として位置付けられ、市から継続して補助金及び事業を受託しており、市への財政依存度は4割以上と高く、市との事業運営上の関係性は強い。
(株) まちづくり大津	都市魅力づくり推進課	「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行う会社として位置付けられ、市から継続して補助金交付を受けており、中心市街地活性化とまちづくり推進に不可欠な団体とされている。

2. 監査の結果及び意見

上記の3団体は、いずれも市の施策と密接な関係があり、過去から継続的に市から財政的な支援を受けている団体である。特に、国際親善協会は市の出資割合が99.6%となっており、「市が資本金の4分の1(25%)以上を出資している団体」に該当するが、加えて市の外郭団体の定義である「市が継続的に人的・財政的支援をしている団体」にも該当するものと考えられる。

しかし、いずれの団体も市として正式な手続きにより、外郭団体の対象としないことについて承認された事実は確認できなかった。これも外郭団体の定義や範囲について市の方針等がなく、所管課が検討しているかどうかについても統括管理されていないために、現在まで検討されていない状況になっているものと考えられる。

市は改めて「市が継続的に人的・財政的支援をしている団体」の要件について、具体的な指針やガイドラインを設定するとともに、所管課に対して周知徹底する必要がある。その際、市の施策目的と市の行政を補完又は一体的に運営する団体の目的との関係、市の継続的な人的・財政的支援の重要性など具体的な要件について、併せて検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

外郭団体の定義と範囲については、外郭団体の在り方や管理における方針の策定について検討する中で明確にし、庁内で周知します。

(行政管理室)

外郭団体経営状況等調査票の見直しについて(全般意見5)①外郭団体経営状況等調査票の内容の適切性について(本報告書 29 頁)

1. 事案の概要

市は、各団体の経営状況を分かりやすく公表するため、調査票を統一様式で使用しており、行政改革推進課が所管している。この調査票は、様式の各項目タイトルやその内容の記載要領がなく、調査票の作成は所管課に委ねられている。行政改革推進課は、毎

年、各団体の決算処理が6月頃までかかることから、9月頃に各所管課あて調書の提出を求め、11月頃に公表している。

ただし、外郭団体の運営に関する指導や監査を行う所管所属ではないことから、調査票の内容については、公表に必要な表記の修正や疑義が生じた場合以外には特段、問い合わせや確認をすることはないとのことである。また、調査票は外郭団体がその案を作成し、所管課が確認・決裁の上、提出することになっているが、調査票の記載内容が正確かつ適切であるかについては、十分な対応がされているとは言えない事案が見受けられた。

たとえば、市が公表している各団体の経営状況の表において、市の外郭団体に対する令和2年度の人的関与の状況について、勤労者互助会では派遣職員数は0人と記載されているが、調査票を見ると、「役員」の欄に「市職員」は2人と記載されており、整合性に欠けている。

2. 監査の結果及び意見

市と関わりの深い外郭団体の設立目的・役割、実施事業や経営状況等を正確に公表するためには、調査票の記載要領を作成した上でその内容について検証確認が適切に行われる必要があるが、その手続きが十分に行われているとは言い難い。

また、調査票は各団体の経営管理ツールであるとともに、市の外郭団体の管理ツールの役割もあると考える。そうであれば、各所管課は調査票における外郭団体の経営状況、経営計画の進捗状況を把握するとともに、調査票の内容の適切性について検証確認する必要がある。そして、行政改革推進課は調査票作成の全般を管理する観点から、各所管課の手続きの適切性について指導等を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容【方針決定】

調査票については、各項目の解説及び記載例を追加するとともに、記載内容については、団体から証拠書類を求め確認する等、所管課において内容の適正性について検証した上で作成するよう調査票提出依頼時に指導します。なお、調査票は例年どおり令和4年11月を目途に公表することとします。

(行政改革推進課)

外郭団体経営状況等調査票の見直しについて(全般意見5)②団体概要における基本財産(出資比率)の記載について(本報告書29頁)

1. 事案の概要

調査票の団体概要における基本財産(出資比率)の記載について、監査時点では以下の団体は法人全体の金額ではなく、市の出資金額(出資比率)が記載され公表されている。

(単位：千円)

団体名	所管所属	団体の基本財産	市の出資金額(出資比率)
(一財)大津市勤労者互助会	商工労働政策課	89,660	79,660(88.8%)
浜大津都市開発(株)	都市魅力づ	53,000	13,500(25.5%)

	くり推進課		
(社福)大津市社会福祉協議会	福祉政策課	4,000	0(0%)
(公社)びわ湖大津観光協会	観光振興課	33,086	0(0%)

2. 監査の結果及び意見

団体概要における基本財産(出資比率)の記載は、団体の基本財産全体の金額を記載し、その基本財産に対して市の出資比率を記載するのが相当である。調査票の団体概要は団体そのものを記載するのが本来の趣旨であることから、基本財産は当該団体の全体の金額を記載しなければ、団体の全体を表わすことができないからである。

市のホームページには、各団体の経営状況の表において市出資金と記載されていることから、調査票の団体概要における項目名を「市出資額(出資比率)」とすることも考えられる。いずれにせよ調査票の記載要領を作成して、項目名について全体の出資額を指す場合は基本財産、市出資額を指す場合は市出資額(出資比率)、あるいは基本財産と市出資額(出資比率)の双方を統一して記載すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

調査票については、団体全体の基本財産に対する市の出資額及び出資比率が明確になるよう、現行の項目「基本財産(出資比率)」から、「基本財産」及び「市出資額(出資比率)」の項目に変更します。なお、各項目については「全般意見5①」の措置状況にも記載のとおり、各項目について解説及び記載例を追加するものとします。なお、現在、調査票については修正中であり、修正後に所管課に対し提出依頼を行い、例年どおり令和4年11月を目途に公表することとします。

(行政改革推進課)

外郭団体経営状況等調査票の見直しについて(全般意見5)③組織の状況における外郭団体への非常勤役員職員派遣の記載の必要性について(本報告書30頁)

1. 事案の概要

調査票の団体概要における2.組織の状況では、役員及び職員の状況が記載されるが、役員は理事、監事、取締役、監査役とし、非常勤は含まないと記載されており、市によれば、「市退職者」、「市職員」、「その他」はいずれも常勤の場合のみを記載している。市は、市の職員又は元職員が外郭団体の役員等として就任する場合は、地域の事情や当該外郭団体の事業内容等に精通している市の職員等が外郭団体の経営に関わることで、より市の健全な行財政運営又は市民福祉の向上の実現が図れると認められる場合であるとしている。

2. 監査の結果及び意見

令和3年4月1日現在において、市の外郭団体に市職員が役員として非常勤の身分で派遣されている団体は5団体あり、9団体のうち半数を超えている。市の職員が役員として非常勤の身分で派遣されている外郭団体は少なからず存在し、非常勤ではあるもの

の市からの人的支援が行われているのが実態として見て取れる。

外郭団体の自立化に向けた管理運営を円滑に行うためには、自立化するまで必要に応じて外郭団体に人的支援を行うことは当然のことである。そうであれば、市の幹部職員が外郭団体の非常勤役員に就任している事例も少なくないことから、組織の状況における外郭団体への非常勤役員派遣の重要性は高いと考えられ、市は常勤のみならず非常勤役員の数についてもカウントして記載すべきである。

講じた措置の内容【取組中】

調査票の「役員」及び「職員」の状況における各項目については、非常勤職員数を記載する欄を追加することとします。なお、現在、調査票については修正中であり、修正後に所管課に対し提出依頼を行い、例年どおり令和4年11月を目途に公表することとします。

(行政改革推進課)

外郭団体共通の課題について(全般意見6)①外郭団体のモニタリング制度の導入について(本報告書32頁)

1. 事案の概要

外郭団体共通の課題の一つめとして挙げられるのは、外郭団体の所管課におけるモニタリングの視点である。市は外郭団体の管理について、外郭団体の評価を行うモニタリング制度を導入していない。市は、外郭団体も対象となる補助金交付及び委託事業(指定管理事業を含む。)に関する事務事業の評価により事業の効果及び施策進捗の確認は実施しているが、外郭団体独自の事業も含む外郭団体全体の執行状況をモニタリングしておらず、外郭団体としての評価をしていないことから、現在の評価方法では市の施策目的の達成のために、外郭団体がどのような成果を出しているかについて説明することが困難な状況にあると思われる。また、市は外郭団体を統括管理する部署がなく、外郭団体の管理を所管課に委ねていることも外郭団体共通に発生する課題について、市全体の観点から改善するのが難しい要因の一つになっているものと考えられる。

2. 監査の結果及び意見

このような課題を解決するために、外郭団体のモニタリング制度の導入は外郭団体を適切に管理するとともに市の施策目的の達成に必要なものであり、市は外郭団体の活用における成果について自ら自己点検評価する仕組みと運用が必要である。

これにより、市の所管課は自らの施策目的の達成に外郭団体がどのように貢献したかについて、市の関与に係る説明責任を果たすとともに、外郭団体の自主的な経営改善を促すことが可能となる。また、外郭団体は、市との適度な緊張関係の下、市の評価・モニタリングを受けることにより、自主的な経営改善のツールとして活用することが可能となるため、外郭団体のモニタリング制度の導入を検討すべきである。

講じた措置の内容【未措置】

外郭団体のモニタリング制度については、他都市の事例を参考にしながら、その在り方や必要性について検討します。

(行政管理室)

外郭団体共通の課題について（全般意見6）②外郭団体における再委託の手続きについて（本報告書 33 頁）

1. 事案の概要

外郭団体共通の課題の二つめとして挙げられるのは、外郭団体の出納その他の事務の執行に関する事項の視点である。市が外郭団体に委託する事業において、外郭団体が再委託する場合がある。原則として、再委託はできないことになっているが、合理的理由があれば市の承認を得て再委託することができることとなっている。しかしながら、市では再委託の承認手続きはあっても、承認依頼書に再委託の理由を明記することを求めている。

2. 監査の結果及び意見

たとえば、びわ湖大津観光協会では、再委託理由について事前口頭説明により判断されるにとどまり、承諾依頼書に明記されていないため、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認が困難な状況にあることを指摘している。その背景として、市に再委託に関する手続きの規定、ガイドライン等が整備されておらず、再委託手続きが各所管課の判断で実施されている実態がある。

このように（本報告書 33 頁参照）、市は例外的に再委託を認める場合の要件や手続きを明確にするとともに外郭団体の実情にも考慮して、再委託の事務手続きの取扱いを適切に行う必要がある。

講じた措置の内容

【取組中】

現在、総務部総務課所管のライブラリにおいて委託契約書の雛形を掲載し、合わせて当該契約書に係る留意事項を明示しているところ、今般、その一項目として、シルバー人材センターと契約する場合において、その業務を当該シルバー人材センターの会員が担うものであるときは、再委託の禁止に係る規定部分を削除することを明記します。

（総務課）

【検討中】

令和4年度中を目途に、本市発注の業務委託における再委託に関するガイドライン等の規程を策定できるよう取り組んでいきます。

（契約検査課）

外郭団体共通の課題について（全般意見6）③外郭団体のより一層の自立化に向けた計画の策定と進捗管理について（本報告書 33 頁）

1. 事案の概要

今回の監査で、市が外郭団体に自らの経営健全化や自立化を促す取組みに一定の成果があったとして、行政改革プランにおける外郭団体の管理の対象から除外したことについて検証した。その結果は、外郭団体の経営健全化や自立化は道半ばという実態が見えてきた。

たとえば、公園緑地協会では市の100%出資団体でありながら、公園緑地協会の総収益の大半を占める市からの指定管理業務の受託が公募であるため、公園緑地協会に指定

管理者としての受託が保証されているわけではないことから、自らの事業継続と自立化に向けてより一層の経営努力が求められることを指摘している。また、びわ湖大津観光協会や国際親善協会では自立化に向けた中長期計画の策定が今後の課題となっている状況にあることを指摘している。

2. 監査の結果及び意見

このように（本報告書 33 頁及び 34 頁参照）、市と外郭団体の関係を見ると、市の施策目的の達成に向けて双方が一体となって対応すべきところ、足元は必ずしも万全の態勢で進めているとは言い難いというのが実情である。

この点、各外郭団体が自らの経営改善に向けた努力を今後も継続的に行う必要があるのは言うまでもない。そのためには、外郭団体は中長期計画を策定してその進捗管理を行わなければならない。その際には、市も外郭団体を施策目的を達成するパートナーとして位置付け、外郭団体との役割分担の中で市が関与する方針の下、自らの責任の所在を明確にする必要がある。

講じた措置の内容

【未措置】

外郭団体による中長期計画の策定とその進捗管理については、外郭団体の在り方や管理における方針の策定について検討する中でその在り方を検討します。

（行政管理室）

【取組中】

シルバー人材センターについては、中長期経営事業計画における収支見通しにおいて、市補助金の額が年々乖離してきており、シルバー人材センターが次期中長期経営計画を策定されるに当たっては、認識を共有し、実現可能な資金計画となるように市として関与していきます。既にシルバー人材センターとは補助金の在り方等の認識が共有できるよう協議を行っています。

（長寿政策課）

【取組中】

社会福祉事業団については、市の次期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定と合わせて、次期中期計画を策定する予定であることから、それぞれ計画を検討する上において、市と事業団が連携して対応できるよう協議していきます。

（事業所・施設整備室）

【取組中】

びわ湖大津観光協会については従前から大津市観光交流基本計画に合わせた中期ビジョンを策定し、その中期ビジョンに沿って事業を実施しています。現在は第3期ビジョンを作成中であり、びわ湖大津観光協会総務部会を中心に今年度中に取りまとめる予定です。

（観光振興課）

【取組中】

国際親善協会については、国際交流事業及び多文化共生推進事業の中長期的な取組方針及び市・協会間の役割分担について令和4年度中に市と協会で協議の上、取りまとめます。

(M I C E 推進室)

【取組中】

公園緑地協会の経営状況については、毎事業年度終了後に報告される事業報告書及び決算報告書により把握するとともに、市の職員が評議員として承認を行っています。また、公園緑地協会では、令和2年度に策定した経営計画プランに基づき、収入、経費の両面から経営改善策を行うなど経営基盤の強化に取り組んでいます。市は、公園緑地協会の施策目的を達成するパートナーとの位置付けの下、管理者として必要な助言指導を行っています。

(公園緑地課)

外郭団体共通の課題について(全般意見6)④市の職員が外郭団体の役員等に就任する際の手続きについて(本報告書34頁)

1. 事案の概要

市職員が外郭団体の役員等(評議員、理事及び監事)に就任する場合、市所管課が所管する外郭団体の状況に応じて個別に決定しているが、全庁的な方針はない。この点、勤労者互助会では、勤労者互助会の役員等のうち、それぞれ1名について慣例上、市職員が「充て職」として就任している。そして市職員の4月の人事異動に伴い、勤労者互助会の役員等を辞任しているため、6月に後任の役員等が選任されるまで役員不在の空白の期間が生じており、外郭団体のガバナンスの観点からも好ましいことではない。

2. 監査の結果及び意見

市が職員を外郭団体の役員等に派遣する場合、「充て職」ではなく、本来の役員等としての職責を果たせる者を選任するのが本旨であるが、業務上の必要性など合理的な理由がある場合、少なくとも役員等不在の空白の期間が生じないようにする必要がある。たとえば、市職員の4月の人事異動前に外郭団体で役員等交代の理事会・評議員会の選任手続を行う、あるいは市職員の4月の人事異動後も6月の改選まで役員等を継続する方法が考えられる。いずれにせよ、市は職員を外郭団体の役員等に派遣する場合、他の外郭団体にも「充て職」がないかどうかを調査するとともに、該当する外郭団体の役員等人事手続等を勘案して、実施可能な手続を検討する必要がある。

なお、市が指定管理を委託している外郭団体に市職員を役員等に派遣する場合は、市との利益相反のリスクも考えられることから、団体の特性に応じた自主性と公平性の確保の優先順位を十分勘案して、その可否を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容【未措置】

今後、本市として外郭団体の在り方や管理における方針の策定を検討していくことから、その中において、市職員の役員等の就任手続等についても検討します。

(人事課)

2 個別意見

(1) (公財) 大津市公園緑地協会

結果(1-1) 呼次松児童公園の自動車乗り入れについて (本報告書 48 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>呼次松児童公園を現場視察したところ、住居の門や玄関が公園敷地境界線に面している住宅が並んでおり、その住宅の住民の所有と推測される自動車が公園敷地上にまたがるように駐車されている状態が発見された。</p> <p>大津市都市公園条例第5条第1項第8号によれば、都市公園では車馬の乗り入れが禁止されているが、現時点で指定管理者である公園緑地協会及び公園緑地課はこの状況を把握しておらず、違法な状態が放置されている。</p>
<p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>公園緑地協会と公園緑地課が連携して、この状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行い、自動車の所有者に対し自動車を公園敷地外へ移動する旨指示し、当該違法状態を解消されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【検討中】</p> <p>この状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行うとともに、違法状態の解消に向けて取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>
結果(1-2) 堅田東児童公園に放置されている中古什器等について (本報告書 48 頁)
<p>1. 事案の概要</p> <p>堅田東児童公園を現場視察したところ、雨風にさらされる状態で、中古で錆びついたスチール机、板が欠けた物置台、古いベンチ、壊れたスチール製扉や座面が割れたベンチなどが放置されていた。</p> <p>大津市都市公園条例第5条第1項第9号によれば、都市公園ではその利用及び管理に支障がある行為が禁止されているが、現時点において指定管理者である公園緑地協会及び公園緑地課はこの状況を把握しておらず、違法な状態が放置されている。</p>
<p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>公園緑地協会と公園緑地課が連携してこの状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行い、現在放置されている中古什器等の所有者に対し当該中古什器等を公園敷地外へ移動する旨命令し、当該違法状態を解消されたい。</p>
<p>講じた措置の内容【方針決定】</p> <p>この状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行いました。現在放置されている中古什器等を公園敷地外へ移動するよう命令し、違法状態の解消に向けて取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>
意見(1-1) 「おおつ公園レポ」の活用拡大について (本報告書 49 頁)
<p>1. 事案の概要</p>

公園緑地協会は、市民から広く公園の情報を集め、公園管理の質向上を図る目的で、「おおつ公園レポ」と称した公園情報投稿サイトを独自財源で作成し、平成 26 年 10 月から実証実験を経て運用スタートしている。

しかし、その利用状況は低調であり、投稿件数は直近 5 年をみても平均 10 件に満たない状況である。

2. 監査の結果及び意見

現在は遊具の破損の報告や、施設の清掃や植栽の伐採の要請などに用いられているが、その稼働率向上を検討することに加え、今後はその活用目的を再定義し、「おおつ公園レポ」を用いて市民との双方向の交流機会を促進することが望まれる。

なお、令和 3 年度は「おおつ公園レポ」の活性化を課題と認識し、IT に詳しい職員を配置済みである。

講じた措置の内容【検討中】

「おおつ公園レポ」については、公園緑地協会が市民から広く公園の情報を集め、公園管理の質向上を図る目的で運用を開始しました。その活用や更新状況は依然として低調であることから、今後の「おおつ公園レポ」の在り方について、市と公園緑地協会と協議を行ってまいります。

(公園緑地課)

意見(1—2) 事業計画書及び事業報告書に記載すべき事業について(本報告書 50 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会が代表団体となる共同事業体が受託した大石緑地スポーツ村(一部施設を除く。)の指定管理業務について、公園緑地協会における令和 2 年度の事業計画書及び事業報告書の公益目的事業や収益目的事業を具体的に紹介する箇所においてその旨の記載がなかった。この理由を確認したところ、公園緑地協会の役割は代表団体としてのマネジメント業務でありイベントや管理業務などの事業を予定していないため記載を失念した、とのことであった。

2. 監査の結果及び意見

今後は、事業計画書及び事業報告書の公益目的事業や収益目的事業を具体的に紹介する箇所において、代表団体としてのマネジメント業務を記載することが必要である。

講じた措置の内容【措置・改善済】

事業計画書及び事業報告書の公益目的事業や収益目的事業を具体的に紹介する箇所については、代表団体としてのマネジメント業務を記載するよう、公園緑地協会に指示しました。

(公園緑地課)

意見(1—3) 水道、ガスの料金請求事務の効率化について(本報告書 51 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会は管理対象の公園や施設の水道とガスの請求書を取りまとめて支払い業務を行うがその数は多数であり、水道、ガスの請求書の数は毎月全部で 240 枚程度

(水道 228 件、ガス 12 件、令和 3 年 11 月分) となっており、これらを各施設に紐付けて会計伝票を起票する必要があり、公園緑地協会の支払事務の負担は相当なものがある。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地協会ではこの枚数の請求書の一つ一つ集計して支払業務を行っているため、市企業局が発行する水道、ガスの請求書がそれぞれで名寄せ集計された 1 枚の請求書とその明細の形で入手できるならば、公園緑地協会の支払事務の負担は相当軽減され、その軽減分を市民対応等に回すことが可能になる。

そこで、公園緑地協会は企業局に対して、対象となる請求金額の集計を企業局が行うよう要請されたい。

講じた措置の内容【取組中】

公園施設の水道、ガスなどの支払や、その請求方法については、企業局と協議するよう指示しています。

(公園緑地課)

意見(1-4) 100%市が出資する公益財団法人と市の関係について(本報告書 51 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会は市の都市公園を始めとする「緑」に関する事業を行うことにより、市民の緑や自然に対する意識高揚や緑や自然に溢れる環境づくりに寄与し、地域社会の健全な発展を目的として、市自らが設立を決定し、100%出資して平成 5 年 4 月設立された公益法人である。公園緑地協会は設立当初から市の公園管理業務を継続しており、令和 3 年度末現在で合計 29 年間の実績を有するに至っている。

公園緑地協会の収益構造の推移を見ると、市の公園管理業務の指定管理料が法人全体の収益の大半を占めており、それだけ市の支出に依存していることが見て取れる。指定管理者は公募されるため、公園緑地協会に指定管理者としての受託が保証されているわけではなく、今後も選定されるかどうかはその時の状況によるものと思われる。

一方、市が公園管理という市の公益事業を行わせるために公園緑地協会に 100%出資した趣旨を勘案すると、公園緑地協会は市の公園施策を実現するために設立された重要なパートナーと考えられる。しかし、市はどちらかと言えば、これまで指定管理業務の発注及び管理者としての立場に重点を置いてきたものと思われる。

2. 監査の結果及び意見

こうした状況から、公園緑地協会は、自らの事業継続と自立化に向けてより一層の経営努力が求められる。市は、指定管理者への管理だけでなく、公園緑地協会の自立化に向けて取るべき方策について、公園緑地協会と情報共有してより一層の助言指導を行い、引き続き支援する必要がある。

今後は、公園緑地協会の設立趣旨を踏まえて、公園緑地協会は自ら積極的に経営努力に取り組むとともに、市は管理者の立場から公園緑地協会に必要な助言指導を実施し、公園緑地協会と市がともに積極的に協力連携して、公園に関する市民ニーズに適切に

えられるよう両者の関係を強化されたい。

講じた措置の内容【取組中】

令和4年4月1日付けの機構改革に伴い、公園緑地課管理係について、指定管理者としての公園緑地協会を担当する管理第1係と、施策目的を達成するためのパートナーとして公園緑地協会を位置付け、必要な助言指導を行う管理第2係に再編しました。今後は、公園緑地協会と市がともに積極的に協力連携して、公園に関する市民ニーズに適切に応えられるよう両者の関係強化に取り組んでいきます。

(公園緑地課)

(2) (一財) 大津市勤労者互助会

結果(2-1) 大津市外郭団体経営状況等調査票における財務内容の金額について(本報告書 58 頁)

1. 事案の概要

勤労者互助会の会計は、一般会計と施設管理事業特別会計の二つに区分されているが、調査票に記載された貸借対照表及び正味財産増減計算書の金額が一般会計のみとなっていた。

2. 監査の結果及び意見

法人全体の財務内容を公表する趣旨からすれば、一般会計と施設管理事業特別会計の合計額を記載することとすべきである。なお、今般の指摘を受けて、既に、市のホームページに掲載された調査票は一般会計と施設管理事業特別会計の合計額を記載したものに差し替えられている。

講じた措置の内容【措置・改善済】

調査票を一般会計と施設管理事業特別会計の合計額に修正し、市のホームページに掲載しました。

(商工労働政策課)

結果(2-2) 新型コロナウイルス感染症発生に伴う補てん額に係る消費税の区分について(本報告書 58 頁)

1. 事案の概要

勤労福祉センターの指定管理において、市は、令和2年3月以降の緊急事態宣言発出に伴う施設の閉鎖によりキャンセルされた利用料金の返金等に相当する額を勤労者互助会に対して補てんしている。この補てん額は、実質的に、新型コロナウイルス感染症による施設の閉鎖に伴い減少する利用料金に相当する額について、指定管理料を増額するものと言え、その消費税区分は、資産の譲渡等の対価として、課税売上げとなると考えられる。

しかし、勤労者互助会においては、当該補てん額を補助金収入としており、消費税区分を不課税収入として、消費税の申告を行っていた。

<p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>勤労者互助会において、消費税の修正申告を行い、不足する税額を納付する必要がある。なお、本指摘を受けて、勤労者互助会においては、令和3年12月中に消費税の修正申告を行っている。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>勤労者互助会において、令和3年12月15日に消費税の修正申告を行い、同月20日に不足する税額を納付しました。</p> <p style="text-align: right;">(商工労働政策課)</p>
<p>結果(2-3) 基本協定の一部を変更する協定における当初協定締結日の記載誤りについて (本報告書 59 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>勤労福祉センターの指定管理に係る基本協定について、平成31年3月31日付けで締結した基本協定の一部を変更する協定において、当初協定締結日の記載が誤っていた。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>当初の協定締結日は、変更協定における重要な要素であるため、記載誤りのないよう、十分留意する必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>基本協定の一部を変更する協定における記載誤りについて、今後このようなことがないように、書類のチェックを徹底し、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(商工労働政策課)</p>
<p>結果(2-4) 指定管理に係る事業報告の提出期日の遵守について (本報告書 59 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p> <p>勤労福祉センターの指定管理においては、市に提出することが求められている事業報告の一部について、基本協定に記載された提出期日が遵守されていなかった。</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>基本協定に提出期日が記載されている以上、それを遵守する必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容【措置・改善済】</p> <p>勤労者互助会において、令和4年3月分の事業報告のうち、利用状況の報告を同年4月8日に、運営報告及び経費の収支状況の報告を同月20日に提出、令和3年度第3期の事業報告は同月19日に提出がありました。また、年次の事業報告は令和4年5月10日に提出があり、全ての報告の提出期日が遵守されました。</p> <p>決算整理事項については、令和4年3月分の事業報告では、提出期日までに可能な範囲で織り込み、その後の計数の変動については、年次の事業報告書の提出の際に報告がありました。</p> <p style="text-align: right;">(商工労働政策課)</p>
<p>結果(2-5) 計算書類及び事業報告書の附属明細書の作成について (本報告書 60 頁)</p>
<p>1. 事案の概要</p>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条の規定（同法第 199 条により一般財団法人に準用）に基づき、計算書類及び事業報告書の附属明細書を作成する必要があるが、勤労者互助会はこれらの附属明細書を作成していなかった。

2. 監査の結果及び意見

法令の規定に基づき作成が求められる書類については、漏れなく作成する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

勤労者互助会において計算書類及び事業報告書の附属明細書を作成し、令和 3 年度事業報告及び収支決算報告に添付しました。

(商工労働政策課)

結果(2-6) 評議員会及び理事会の議事録の記載事項について (本報告書 60 頁)

1. 事案の概要

勤労者互助会の評議員会議事録を閲覧したところ、法定記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 60 条第 3 項第 7 号）が記載されていなかった。また、理事会の議事録を閲覧したところ、理事長、副理事長及び専務理事による自己の職務の執行の状況報告について、「報告事項」として明記されていなかった。

2. 監査の結果及び意見

法令の規定により、評議員会及び理事会の議事録に記載が求められる上記の事項については、漏れなく議事録に記載する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

勤労者互助会において、令和 4 年 6 月 3 日開催の理事会及び同月 2 3 日開催の定時評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載しました。また、「理事長、副理事長及び専務理事による自己の職務の執行の状況報告」についても、同月 3 日開催の理事会において報告するとともに、報告事項として議事録に明記しました。

(商工労働政策課)

結果(2-7) 指定管理業務における第三者委託に係る入札の実施について (本報告書 61 頁)

1. 事案の概要

指定管理業務の第三者委託について、財務規程第 44 条各号に掲げられた随意契約の要件に該当しなければ、「入札」ということになるが、勤労者互助会においては、これまで入札を実施した実績はないとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

勤労者互助会は財務規程に則った契約事務を行う必要があり、随意契約による場合であっても、契約先選定の理由を明確に文書化するとともに、他の事業者からも相見積を

徴取するなどの方法により、契約金額の妥当性を検証する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

勤労者互助会において、令和4年度の「日常清掃及び定期清掃」業務について、令和4年3月16日に入札を実施し委託業者を決定しました。

(商工労働政策課)

意見(2-1) 勤労者互助会の今後の方向性について (本報告書 62 頁)

1. 事案の概要

勤労福祉センターの指定管理については、令和4年度に次期指定管理期間の公募による選定手続を行うことを予定されており、勤労者互助会が指定管理事業を継続できない可能性もあることに加え、市において、選定手続の開始までに勤労者互助会が勤労福祉センター内に主たる事務所を置くことの是非を検討することとしている。

このため、勤労者互助会には、共済金給付事業、福利厚生事業、貸付あっせん事業の安定的な実施に向け、中長期的な経営計画を策定し、持続可能な財政基盤を確保することが求められるが、その前提条件が不確実な状況となっている。

2. 監査の結果及び意見

市において、可能な限り早期に勤労福祉センターの次期指定管理者公募に当たっての前提条件を整理し、勤労者互助会に提示する必要がある。

また、勤労者互助会においても、市から次期指定管理者公募に当たっての前提条件が提示されるのを待つのではなく、現段階から、主たる事務所の所在場所や指定管理の継続について想定される複数のパターンに基づく財政シミュレーションを行い、今後の法人の方向性についての検討を開始する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

市において、次期指定管理者公募に当たっての前提条件を整理し、勤労者互助会に説明しました。

また、勤労者互助会においては、主たる事務所の所在場所や指定管理の継続について財政シミュレーション等を行い、理事会及び評議員会において協議の上、今後の法人の方向性についての検討を進めていきます。

(商工労働政策課)

意見(2-2) 勤労者互助会の役員等への市職員の就任について (本報告書 63 頁)

1. 事案の概要

慣例上、勤労者互助会の役員等（評議員、理事及び監事）のうち、それぞれ1名については、市職員が就任することとなっているが、市職員の就任は、いわゆる「充て職」であり、市職員の職の異動に伴い、勤労者互助会の役員等も辞任している。

一般財団法人の役員は法人と委任関係にあり、その職責を果たさない場合、善管注意義務違反を問われる可能性があることから、いわゆる「充て職」により役員等を選任することは適切ではない。

2. 監査の結果及び意見

市職員が外郭団体の役員等に就任することに関しては、全庁的な方針はないとのことであるが、役員等就任の必要性を検討するとともに、就任する場合には、市の職の異動があったとしても、定時評議員会まで辞任しない取扱いとするなど、勤労者互助会の役員等としての職責を十分に果たせるように配慮すべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

勤労者互助会は、市から補助金を受けるとともに、指定管理業務を受託しており、市と利害が相反する場面も想定される。このことから、勤労者互助会において、令和4年6月3日開催の理事会及び同月23日開催の定時評議員会において、「一般財団法人大津市勤労者互助会役員組織と業務に関する規程」から、理事及び評議員に市職員からそれぞれ1名を選出する規定を削除する一部改正について議案を上程し、原案どおり可決承認されました。また、勤労者互助会において、監事に就任している会計管理者については、監事として優れた知識、見識を有されており、今後も就任していただく方針です。

なお、市の職の異動に対しては、定時評議員会まで待つことなく、臨時の理事会及び評議員会を開催し、書面決議によりできるだけ早期に後任の選任手続を行う方針です。

(商工労働政策課)

意見(2-3) 月次の事業報告における記載事項の区分について(本報告書 64 頁)

1. 事案の概要

基本協定によると、指定管理者としての月次の事業報告には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を記載することとなっているが、現状の事業報告の様式においては、【運営報告】の中に、【最近の問題点と対応・情報提供】という項目があり、利用者からの意見、要望等があった場合には、この項目に記載されていた。

2. 監査の結果及び意見

基本協定において記載を求めている項目の区分と事業報告の区分を整合させることにより、容易に確認が可能となることから、両者を同一の区分とすることを検討されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

勤労者互助会において、令和3年10月の月次の事業報告から、【最近の問題点と対応・情報提供等】に記載していた利用者からの意見、要望等を【運営報告】の中に【利用者からの意見、要望等の対応に関する事項】の項目を設け記載し、基本協定において記載を求めている項目の区分と事業報告の区分との整合を図りました。

(商工労働政策課)

意見(2-4) 適用する会計基準について(本報告書 64 頁)

1. 事案の概要

勤労者互助会の決算書は、現金収支計算に基づく収支計算書を作成した上で、正味財産増減計算書は収支計算書の科目を集計した形で作成していることから、実質的に現金主義に近いものとなっている。

2. 監査の結果及び意見

公益目的支出計画を終了した一般財団法人については、法令上、特定の会計基準の適用が強制されるものではないが、平成 20 年会計基準に基づく財務諸表を作成することが望ましいので、検討されたい。

講じた措置の内容【その他（現状維持）】

勤労者互助会において検討した結果、当互助会は一般財団法人であり、公益目的事業を行うことを主たる目的としていないこと、公益目的事業比率の報告の必要がないこと、さらに、現状の一般会計と施設管理事業特別会計を分ける方法は、理事、評議員及び市にとって、補助金事業と指定管理事業の決算書が区分され、分かりやすいことなどの理由により、決算書類は現状のとおりとする方針です。

また、市においても、現状の決算書類で管理上、特に問題はありません。

なお、御指摘の賞与引当金については、財務諸表に計上します。

(商工労働政策課)

(3) (社福) 大津市社会福祉協議会

結果(3-1) 育成費助成事業及び学区社会福祉協議会追悼事業の補助金収入について (本報告書 82 頁)

1. 事案の概要

社会福祉協議会では、育成費助成事業及び学区社会福祉協議会追悼事業の補助金について、市の交付基準とは別に市補助金を財源に学区間の公平性を図るため、次の算定方法によって各学区社会福祉協議会に助成金として交付している。

- ・学区社会福祉協議会育成費 均等割 38,000 円 + 自治会世帯数 × 70 円
- ・学区追悼法要事業 実施学区に対して均等割 10,000 円 + 柱数 × 100 円

令和 2 年度において、育成費助成事業の補助金は、社会福祉協議会の助成金支出の金額が市の交付基準による上限額を下回っているため市の交付基準内の補助金額となっているが、学区社会福祉協議会追悼事業の補助金は、社会福祉協議会の助成金支出の金額が市の交付基準による上限額を上回っているにもかかわらず、助成金支出と同額の補助金が交付されている。

2. 監査の結果及び意見

当初予算上では、13 学区で学区社会福祉協議会追悼事業を予定しており、予算どおりに開催されていれば上記のように助成金支出の金額が市の補助金の限度額を超過することはなかった。しかし、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた 13 学区のうち、5 学区で中止となったことから補助金額が減少し、助成金支出の額が補助金の限度額を上回った。補助金は交付基準に基づいた上限によって交付されるべきところ、補助金限度額を超過して交付される事態となった。

限度額を上回る補助金の交付が防止できなかったのは、実績報告の提出が遅れたこと

により、確認する時間が十分にとれなかったことが要因と考えられる。

社会福祉協議会は、事業別収支の補助金収入は市の交付基準に従って算定した金額を計上することが求められる。そして、市及び社会福祉協議会は、補助金が交付基準に従って算定された金額となっているか確認することを徹底されたい。

講じた措置の内容【方針決定】

令和2年度の学区社会福祉協議会追悼事業への補助金の超過交付額については、大津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対して速やかに返還請求を行います。

また、今後、補助金の確認に必要な書類やポイントをリスト化し、実績報告の内容や補助金額を円滑かつ適正に確認できるようにします。さらに、実績報告書の確認時間を確保するため、実績報告書の早期提出を求めるほか、各学区社会福祉協議会の事業への補助に関しては、学区での事業が終了した時点で速やかに市社協への実績報告の提出を求め、それらを年度途中で部分的に事前確認するなど、業務が繁忙となる年度末に業務が集中しないようにします。

（福祉政策課）

結果(3-2) ファイナンス・リース取引の会計処理について（本報告書 84 頁）

1. 事案の概要

社会福祉協議会では、平成31年3月1日に取得したリース資産に係るファイナンス・リース取引について、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっており、リース料総額でリース資産及びリース債務を計上している。

この場合、リース資産及びリース債務はリース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上されることになる。

2. 監査の結果及び意見

リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっているにもかかわらず、リース料の支払時には支払利息を計上し、残額をリース債務の返済として処理しているため、支払利息及びリース債務残高が過大に計上される結果となっている。令和2年度における影響は次のとおりである。

（図表 令和2年度 ファイナンス・リース取引の会計処理）

（単位：千円）

	取得価額	期首簿価	減価償却費	支払利息	リース債務返済額
現在の金額	15,707	9,424	3,141	137	3,004
あるべき金額	15,707	9,424	3,141	—	3,141

（出所 社会福祉協議会 固定資産管理台帳及びリース支払予定表より監査人作成）

社会福祉協議会は、二重計上となっていた支払利息の修正及びリース債務のあるべき残高への修正が必要である。

講じた措置の内容【措置・改善済】

市社協へ当該会計処理に関する指摘を説明し、当該年度の支払利息及びリース債務残高の修正を確認しました。

(福祉政策課)

意見(3-1) 補助金の対象経費について(本報告書 85 頁)

1. 事案の概要

社会福祉協議会では、市補助金の対象となる事業以外に、市からの委託事業や滋賀県社会福祉協議会の補助金対象となる事業及び社会福祉協議会独自の事業も行っている。

本来、このような事業ごとにコスト管理を行い、補助金や委託料にあつては仕様に基づいた適切な補助金や委託金の算出が求められるところである。

令和2年度においては、事業費は事業ごとに個別的に発生したものが集計され、人件費は主たる業務によって事業ごとに集計されているが、共通的に発生する事業費や管理運営に携わる職員の人件費は、滋賀県社会福祉協議会の補助金対象となる事業及び社会福祉協議会独自の事業には集計されず、市補助金の対象経費となっている。結果的に市補助金は事業補助としてではなく、社会福祉協議会の運営補助になっていると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉協議会からの実績報告の提出の遅れにより、対象経費の実績を確認する時間が十分にとれなかったことも要因としてあるが、そもそもの対象経費の配賦方法に関しては、補助金交付申請の時点で確認することが可能であったと考えられる。確認が十分にされていない背景には、市と社会福祉協議会との会計や管理面での連携が不足していることも挙げられる。

補助金の対象経費は、事業ごとに必要な事業費及び人件費が配賦、集計された、合理的な算定方法によることが必要である。また、市は、補助金の対象経費が合理的であるか、社会福祉協議会の会計面についても適時確認を行うことが必要である。

講じた措置の内容【措置・改善済】

共通的に発生する事業費等の配賦方法につきましては、市社協と協議の上、事業に間接的に関わる経費として配賦の考え方を分類・整理し、令和3年度の実績報告時から適用しています。また、市と市社協との会計や管理面での連携につきましては、令和4年2月から原則として毎月定例会議を開催しており、補助金の考え方や算定方法などを協議しています。今後も年間を通し、定例会議の場で、会計面や管理面を適時確認します。

(福祉政策課)

意見(3-2) ファミリーサポートセンターの会員管理について(本報告書 86 頁)

1. 事案の概要

ファミリーサポートセンターは、育児のお手伝いを求める人と育児のお手伝いができる人が会員となって地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織である。

おねがい会員は、状況確認のため登録した子どもが小学校を卒業する年度にセンターまで連絡するとされ、継続して支援が必要な場合は18歳までの登録を可としている。

そのため、社会福祉協議会では、小学校を卒業する年度におねがい会員からセンター

へ連絡するよう広報誌等においてお知らせしており、連絡がない会員は何らかの支援が必要と判断して、会員登録を継続してきた。

2. 監査の結果及び意見

令和2年度においては、おねがい会員の退会者数が273人と多くなっているが、これは17歳以上の会員に対してはがきを送付し現在の状況を確認した上で、退会処理をしたものであり、過年度に退会処理すべきであった者も含まれている。

社会福祉協議会は現在の会員情報について再確認するとともに、毎年度会員情報のアップデートを漏れなく実施することで、適切な会員管理を行うことが必要である。

講じた措置の内容【取組中】

年齢到達その他必要に応じて更新する必要性を従来どおり広報誌等を活用することで会員に発信することに加え、年齢到達の会員には毎年度センターから状況確認を行うことを徹底するよう指示し、会員情報の管理について改善に向けて取り組んでいます。

(子ども・若者政策課)

意見(3-3) 補助事業の目標管理について(本報告書 87 頁)

1. 事案の概要

令和3年度事務事業評価シート(令和2年度の事後評価資料)では、大津社会福祉協議会事業運営補助事業の目標・実績について4つの指標が記載されている。活動指標としては、ふれあい相談開設日数とコミュニティソーシャルワーカー配置人数を、成果指標としては、ふれあい相談活動とコミュニティソーシャルワーカー相談件数を指標としている。

大津社会福祉協議会事業運営補助事業は、交付基準では、法人運営事業、企画推進事業、地域支援事業、生活支援事業の4つの事業に区分されており、社会福祉協議会で実施している事業では、法人事務局運営事業、大津市社会福祉協議会追悼事業、学区社会福祉協議会育成費助成事業、学区社会福祉協議会追悼助成事業、ブロック育成事業の5つがある。

2. 監査の結果及び意見

これらの補助事業を総括した有効性の評価では、上述の活動指標、成果指標でも良いと考えられるが、地域支援事業及び生活支援事業の評価としての側面が強く、法人運営事業及び企画推進事業の成果を判断する上では、上述の指標では評価しがたいと考えられる。

また、大津社会福祉協議会事業運営補助事業の補助金額の大半は、法人事務局運営事業として交付されており、法人事務局運営事業の支出の内訳のおよそ9割は人件費となっており、1人当たりの件数や1件当たりの補助金等の効率性といった視点での評価も軽視できない。

大津社会福祉協議会事業運営補助事業の目標管理の指標としては、補助金の目的に応じて指標の見直しを行うとともに、達成状況の評価を適時に行い、PDCAを回していくことを検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

大津社会福祉協議会事業費補助金の目的は地域福祉活動を推進する市社協の活動を支援することによって、市民福祉の向上に寄与することです。

まず、令和3年度事務事業評価において本補助金の趣旨に沿った目標の設定をするよう見直します。また、御指摘の法人事務局運営事業に見合う目標の設定については、市社協とも協議しながら検討していきます。

(福祉政策課)

(4) (社福) 大津市社会福祉事業団

結果(4-1) 固定資産に含まれる撤去費用の会計処理について(本報告書 96 頁)

1. 事案の概要

監査人が平成30年度から令和2年度までの補助金や指定管理に関する工事の資料一式と関連する帳簿12件を任意にサンプル抽出して閲覧したところ、4件の工事につき、撤去費(合計金額1,788千円)と考えられる項目が発見された。現状、これらの項目は除却費等の費用として計上されず、固定資産として計上されている。

2. 監査の結果及び意見

この撤去に関する費用は固定資産の付随費用には含まれないため(企業会計原則第三・五D、なお、社会福祉法人会計基準第1条第2項)、これらの撤去に関する費用1,788千円については固定資産ではなく、除却費として費用計上すべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度以降の固定資産支出の内容を点検した上、除却費に該当する費用は全て手数料として計上し直したことを確認しました。

(事業所・施設整備室)

結果(4-2) 賞与引当金に係る法定福利費部分の未計上について(本報告書 97 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団は、6月に支給される夏の賞与のうち、前年度末までに発生しているの見積もられる金額について正職員に係る部分については賞与引当金を計上している。しかしながら、賞与の支給時に法人が負担する法定福利費部分については引当対象から除外している。

2. 監査の結果及び意見

全国社会福祉法人経営者協議会の「社会福祉法人モデル経理規程 細則経理規程」において、法定福利費に係る引当金についての計上も求められており、法定福利費部分についても引当計上するのが妥当であると考えられることから、法定福利費部分についても引当計上すべきである。なお、令和2年度末で法定福利費部分として引当計上すべきであった金額は2,241千円と計算される。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度決算から、法定福利費部分を引当金計上する取扱いとしました。ただし、事業団の場合は、決算の経常増減差額から賞与原資を算出していますが、決算で賞与原資が0円となりましたので、引当金額を0円としています。

(事業所・施設整備室)

結果(4-3) 賞与引当金の対象者について (本報告書 98 頁)

1. 事案の概要

「大津市社会福祉事業団嘱託職員の雇用等に関する要綱第23条」等によれば、嘱託職員等に対して6月期に基準日前6か月間におけるその者の出勤状況及び勤務成績を勘案し、賞与が支払われることが明記されているが、社会福祉事業団は過年度から賞与引当金の計上を失念していたとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

年度末において嘱託職員等についても、発生主義に基づき賞与引当金を計上する必要がある。なお、令和2年度末で引当計上すべきであった金額は法定福利費部分を含め7,299千円と計算される。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度決算から、嘱託職員等の賞与引当金を計上する取扱いとしました。ただし、事業団の場合は、決算の経常増減差額から賞与原資を算出していますが、決算で賞与原資が0円となりましたので、引当金額を0円としています。

(事業所・施設整備室)

結果(4-4) 退職給付引当金の対象者について (本報告書 98 頁)

1. 事案の概要

「大津市社会福祉事業団嘱託職員の雇用等に関する要綱」等によれば、フルタイム嘱託職員等に対しても勤続期間に応じた退職慰労金を支給することとなっているが、社会福祉事業団は正職員の退職給付引当金を計上しているのみであり、過年度からフルタイム嘱託職員等に対する退職給付引当金の計上を失念していたとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

年度末においてフルタイム嘱託職員等についても、発生主義に基づき退職給付引当金を計上する必要がある。なお、令和2年度末で引当計上すべきであった金額は6,950千円と計算される。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度決算からフルタイム嘱託職員等に係る退職給付引当金を計上することとしました。引当額は6,600千円になります。

(事業所・施設整備室)

意見(4-1) 榛原の里の施設に関する固定資産管理計画の策定について (本報告書 98 頁)

1. 事案の概要

市は平成 23 年 4 月、特別養護老人ホーム榛原の里を社会福祉事業団に無償譲渡した。譲渡時点で既に供用開始後 17 年が経過している施設のため、平成 23 年度から 10 年間に修繕や設備等の取替工事に必要な経費を 5 億円と見込み、その 60% の 3 億円を期間中に分割して補助することとなった。なお、平成 22 年に社会福祉事業団は改修及び建替更新も考慮した概算のトータルコストを見積もっているが、その時点で 22 億円もの不足額を生じていた。また、当該見積りにより策定した改修計画よりも実際には不具合が生じている箇所の工事を優先したため、結果として改修計画どおりの改修工事はなされていない。

2. 監査の結果及び意見

榛原の里は現在、市の施設ではなく、社会福祉事業団の施設であり、市は譲渡時においても検討委員会の設置やトータルコストの概算、議会の承認等必要な手続を実施しているが、社会福祉事業団は施設全体の建替・取替更新に要する長期的なトータルコストを前提にした改修工事を実施し、市はそれに対して必要な補助を行うことが求められる。

社会福祉事業団は、榛原の里の施設について短期的な修繕、改修費の負担のみならず、施設の維持管理に関するトータルコストについて詳細に見積もったものを明らかにし、長期的な固定資産管理計画を策定するとともに、長期的な施設の存続に向けた協議を引き続き市と行うべきである。

講じた措置の内容【検討中】

社会福祉事業団では、建替まで見込んだトータルコストの見積もりや固定資産管理計画は策定されていませんが、市と社会福祉事業団で、長期的な施設の存続に向けた協議を引き続き行っていきます。

(事業所・施設整備室)

意見(4-2) 榛原の里の改修及び建替更新の財源確保と運営改善について(本報告書 101 頁)

1. 事案の概要

榛原の里が無償譲渡された際、社会福祉事業団は施設及び設備等を固定資産に計上し、対応する金額を国庫補助金等特別積立金として計上しており、每期、減価償却と積立金の減価を行っているため、会計上、減価償却の実施により期待される資金の留保がなされない仕組みとなっている。したがって、社会福祉事業団は改修及び建替更新を行う際に必要な資金を利益の積立て、あるいは借入金によって確保せざるをえない。

しかし、改修及び建替更新に備えるため社会福祉事業団が積立てるべき施設改築・改修等積立資産は法人全体で令和 2 年度末現在 99,795 千円が計上されているのみであり、借入金についても、社会福祉事業団には担保となる資産が他にないため、新規の借入は難しいとのことである。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団は、少なくとも改修費に関する資金について市からの補助を受けてお

り費用を節減することができたと考えられ、当該部分については施設改築・改修等積立資産として確保すべきであった。長期的な施設の存続と持続可能な運営には、改修及び建替更新を見据えた固定資産管理計画の策定が前提であるが、そのためには榛原の里拠点区分の経営改善に向けた社会福祉事業団のさらなる経営努力と市の一定の関与や助言も必要である。

講じた措置の内容【検討中】

社会福祉事業団では、経営改革会議において、経営改善策の具体的内容について検討されていますが、市としても社会福祉事業団と必要な協議をしていきます。

(事業所・施設整備室)

意見(4-3) 老人福祉センターの公共施設等総合管理計画の個別施設計画策定について(本報告書 102 頁)

1. 事案の概要

市の老人福祉センターは社会福祉事業団が指定管理者として選定され、すべての施設の管理運営を行っているが、最も古い老人福祉センターは耐震化工事を実施したものの、築後40年を超えており、他の老人福祉センターも築後30年を超え、改修及び建替更新の時期も見据えた施設の維持管理に係るトータルコストの策定が必要となる。市は平成28年8月に「大津市公共施設等総合管理計画 インフラ施設等の状況とマネジメント方針」を公表しているが、高齢者福祉施設に関する個別施設計画は策定されておらず、これら老人福祉センターの維持に向けた個別具体的な更新費用は試算されていない。

2. 監査の結果及び意見

市と指定管理者が高齢化社会に対応した市の老人福祉センターの持続可能な経営を目標とし、合理的な費用負担に向けた協議を可能とするため、令和3年度現在実施中である公共施設等総合管理計画の改定後、早期の個別施設計画の策定を検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

大津市公共施設等総合管理計画の改定については、基本方針部分について令和4年6月通常会議の議案として上げられており、議決を得られれば、その基本方針に沿って、令和4年度中に同計画の改定を行うこととなっています。個別施設計画は、公共施設等総合管理計画の改定内容を見据える必要があることから、改定内容についてよく確認を行った上で検討していきたいと考えています。

(事業所・施設整備室)

意見(4-4) 老人福祉センターの公募の検討について(本報告書 104 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団が実施したアンケート調査では、多くの利用者にとって満足度が高いという結果になっている一方、市が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、老人福祉センターの認知度について「知っていて利用している」人の割合は3.2%にとどまり、その存在を「知らない」人は半数近くになっている。現在の指定管理者である社会福祉事業団では当該アンケート調査への対応として、住民団体や老人クラブ等

にその利用を促しているが、現状の仕様では非公募で社会福祉事業団が継続して指定管理者に選定されているため、既存の利用者については満足度が高いものの、民間事業者であれば様々な創意工夫が期待できる未利用者へのPRが十分ではないことが窺える。

2. 監査の結果及び意見

次期以降の老人福祉センターの指定管理者の選定においては、指定管理者選定委員会等における協議も踏まえて、市民へのPRや利用者拡大等の民間ノウハウや競争原理の導入の効果を十分に発揮するため、市は非公募ではなく、公募で実施することを検討されたい。また、5か所一括の協定とするとその効果の判定も難しいことから、一定の地区ごとに分割して協定を結ぶなど協定内容についても検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

老人福祉センターについては、現在、併設デイサービスセンターの在り方検討も含めた機能の見直しを進めており、現行利用者の対応も含めて検討を行うに当たっては、現指定管理者の社会福祉事業団と連携を図りながら取り組む必要があることから、直ちに公募を実施することは考えていません。また、全ての施設で、同様の行政サービスを提供する必要があることから、分割して協定を結ぶことは、現時点で考えていません。

しかし、懸案である老人福祉センターの機能見直しが全ての施設で完了した後は、公募による指定管理者の選定について検討していきます。

(事業所・施設整備室)

意見(4-5) 市の指定管理や補助事業の再委託契約に関する契約事務に対する監督とその改善について(本報告書 106 頁)

1. 事案の概要

老人福祉センターの指定管理では再委託が禁止され、再委託を行うためには市の承認が必要となるが、23 契約中 16 契約が随意契約によってなされていた。なお、社会福祉事業団の経理規程における随意契約を行う基準となる予定価格は、工事又は製造の請負の場合、250 万円以下とされており、市の契約規則第 18 条の同 130 万円以下を上回っている。現状、老人福祉センターの指定管理は非公募で行われているため、指定管理者の選定においても、再委託業者の選定においても競争原理が働いていない。

2. 監査の結果及び意見

老人福祉センターの指定管理では、本来禁止されている再委託について、市はその選定方法を市の契約規則等と同様の基準で監督されたい。また、榛原の里の施設整備等改修補助金においても、多くの随意契約が見受けられたが、社会福祉事業団の随意契約を行う基準は市の契約規則の基準よりも高いため、地方自治法第 2 条第 14 項が求める「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが当該工事においても達成できないおそれがある。また、当該工事は比較的多額になるものであり、入札実施による節減効果は少ないと考えられる。社会福祉事業団においても、補助金を受けた事業については市の契約規則を参考にしながら、入札実施を検討されたい。

講じた措置の内容【検討中】

社会福祉事業団は、原則、社会福祉法人会計基準及び関係通知を根拠として、事業運営をしています。その中で、大津市からの指定管理や補助金事業のみ、入札基準を見直すことについて、社会福祉事業団と協議、検討していきます。

(事業所・施設整備室)

意見(4-6) ふれあいプラザ事業の民間利用の促進と経営改善について(本報告書 107 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団は明日都浜大津のふれあいプラザについて、市から指定管理者として選定され、その運営管理を行っているが、過去4年間赤字で運営されている。稼働率は50%を超えているが、市役所関係や社会福祉協議会等の減免利用者が全体の4割を占めており、利用料ベースでは全体の5割を超えている。

市は指定管理料における基準費用において減免を一定考慮しているとしているが、一定の利用者を確保していれば赤字になることはなく、むしろ一般市民や民間企業からの利用が少なく利用料が確保できていないための赤字であると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団は一般市民等に対しても積極的なPRを行うことにより、減免利用者以外の利用者の稼働率を上げ、施設利用料収益の増加を図り、ふれあいプラザ事業の収支改善を図るべきである。

講じた措置の内容【方針決定】

ふれあいプラザは、新型コロナワクチン接種会場として一時的に稼働率が上がっていますが、ワクチン接種終了後に既存の利用者を拡大するための方策が課題でありますので、指定管理者である社会福祉事業団が、今後独自事業を開催することなどにより、知名度のアップと新規利用者の拡大に取り組んでいきます。

(福祉政策課)

意見(4-7) 市のおおつゴールドプラン 2021 と社会福祉事業団の中期計画との整合性について(本報告書 108 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団では令和3年3月、市のおおつゴールドプラン2021の策定に合わせて中期計画を策定しているが、策定時において市へのヒアリング、協議や相談等がなかったとのことである。しかし、中期計画の資金収支推移予想では老人福祉センター等の指定管理期間の更新が予定されている令和5年度も令和4年度以前とほぼ同額の収入があると計画されている。市の事業レビュー結果に基づく事業改善計画では次期指定管理の仕様の見直しも示されており、入浴事業の廃止に向けた検討がなされていることから、従来どおりの指定管理料が維持できるかどうかは不透明であるといえる。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団としては、令和5年度も過年度と同様の収入を維持することを目的とするのであれば、中期計画本文中において、これらの指定管理者に引き続き選定される

ための経営努力や指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の確保等の施策についても記載すべきであった。

また、中期計画策定におけるプロセスを見ると適切な連携があるとは認められないことから、今後のゴールドプラン、中期計画策定時には両組織においてヒアリングや協議を十分に実施する等適切な連携を実施されたい。

講じた措置の内容【検討中】

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、社会福祉事業団の中期計画とも令和5年度が改定、策定期間となるので、そこに向けて連携できるよう協議していきます。
(事業所・施設整備室)

意見(4-8) 課税仕入れに係る消費税額の計算誤りについて(本報告書 110 頁)

1. 事案の概要

令和2年度の消費税申告書及び付表を閲覧したところ、旧税率8%に係る課税仕入れに係る消費税額の計算、軽減税率8%に係る課税仕入れに係る消費税額の計算において、課税仕入れに係る消費税額が少なく計算されていた。こうした計算誤りの原因は申告に係る計算を主としてエクセルで行っていることによる単純ミスとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団はこうした単純ミスを未然に防ぐため、担当者とは別の職員のチェックを受けるなどの対応を検討するとともに、次年度以降、申告に係る計算を行っているエクセルの計算式を修正し申告する必要がある。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度の消費税申告において、計算ミスのあったエクセルを修正した上で申告され、その際、社会福祉事業団における計算チェックは、現担当と前担当の2人体制で行ったことを確認しています。

(事業所・施設整備室)

意見(4-9) 消費税計算における課税売上割合の端数処理について(本報告書 111 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団の収入の大部分は非課税売上である介護関連事業からのものであり、社会福祉事業団の課税売上割合は95%未満となっており、消費税法上、仕入に係る消費税額を全額控除できないため、社会福祉事業団は過年度から継続して一括比例配分方式で消費税の計算を行っている。

課税売上割合の計算式の特質上、通常端数が生じることとなるが、任意の位以下の端数を切り捨てた数値によって計算しても差し支えないこととされている。一般的に、任意の位で切り捨てた場合は、課税売上割合は小さくなるため、納税者の不利になるが、社会福祉事業団は課税売上割合の小数点以下第3位を切り捨てた数値を用いて消費税を計算していた。

2. 監査の結果及び意見

任意の位を切り捨てない場合、令和2年度の申告において、納税額の減少が見込めた

と考えられる。次年度以降は、課税売上割合の端数処理を行わずに消費税計算を行い、少しでも納税額を抑えることを検討されたい。

講じた措置の内容【措置・改善済】

社会福祉事業団と調整し、令和3年度の消費税申告書作成において、課税売上割合を納税額が変わらなくなる小数点第6位で端数処理したことを確認しました。

(事業所・施設整備室)

意見(4-10) 木戸交流センターの貸室業務の稼働率向上に向けた取組みについて (本報告書 111 頁)

1. 事案の概要

木戸交流センターの貸室別稼働率はふれあいプラザの稼働率を大きく下回っている。令和元年度においては、ふれあいプラザの平均稼働率の5分の1程度、令和2年度では新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり10分の1程度の水準にとどまっている。なお、稼働率の算出方法がふれあいプラザ貸室業務と異なっており、単純比較できない状況とのことであった。

2. 監査の結果及び意見

木戸交流センターは市街地に立地しているわけではなく、ふれあいプラザよりも利便性に劣る場所にあると言わざるを得ないものの、地域住民のニーズを汲み取りながら貸室件数(利用者数)や稼働率を上げることにより施設利用料収益の増加を図ることは重要である。所有者である市は、地元住民に当該施設のあり方や施設利用の方法についてアンケートを取るなどし、その結果を社会福祉事業団と協議しながら双方の役割分担を踏まえ、市と社会福祉事業団とが一体となって稼働率向上に向けた取組みを一層強化すべきである。

講じた措置の内容【検討中】

地域住民のニーズの確認等、指定管理者である社会福祉事業団と連携して、稼働率向上に向けた更なる取組を推進します。

同事業団の指定管理者指定申請書添付の事業計画書によると、ホームページ等において周知を図るとともに、事業団主催の行事において展示や催しの実施による利用促進や各種団体への呼びかけを行うとしています。また「利用者の声」の投書箱を設置して、サービスの向上を図っていくとしており、市としてもこれらの取組を促進していきます。

(自治協働課)

意見(4-11) 経営改革会議の発足について (本報告書 113 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団は、令和3年12月に経営改革会議を発足した。職員を横断的に招集したり、事業団外部からも委員を招集したりしながら、主として現場からの意見の汲み上げや業務効率化のアイデアを共有すること等を目的として、現場が主体となり短期的な観点から社会福祉事業団の運営状況の改善につなげるためである。しかしながら、当該会議のメンバーに市は入っていないとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

市は社会福祉事業団の100%出資者であり、社会福祉事業団が健全で自主的・自律的な運営ができるよう必要な情報提供や提案を行い、サポートを継続していく責務がある。社会福祉事業団も市の協力を得ながら中長期的な視点から市と連携して経営改善計画を策定し実行する必要がある。

そのためには、社会福祉事業団は経営改革会議後に市へ議事録を共有するというだけでなく、議題によっては、必要に応じて当該会議への市の参加を打診することが求められる。また、市も必要ある時には、積極的に経営改革会議へ参加するなどし、今まで以上に市と社会福祉事業団が一体となり、福祉に関する施策を進めていくことを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中】

社会福祉事業団では、これまで6回の経営改革会議を開催しましたが、今のところ市の同席を要する議題はないと報告を受けています。今後、議題によって市がオブザーバーとしての参加を検討していきます。

(事業所・施設整備室)

(5) (公社) びわ湖大津観光協会

(意見5-1) 外郭団体に対する包括的モニタリングの必要性について(本報告書121頁)

1. 事案の概要

びわ湖大津観光協会は市から独立した法人であり、法令等に基づき設置する監事等により、法人内部でガバナンスのチェックをすることが前提であるが、市は補助金の交付等による財政的な関与を行っており、法人の経営状況は市の財政や公的サービスの提供に少なからず影響があることから、法人の自立性を尊重しつつ、その経営状況の健全性等について適宜確認する必要がある。

しかしながら、市では外郭団体を包括的にモニタリングするような仕組みは特に定められていないことから、びわ湖大津観光協会に対して中期計画の策定、予算実績比較分析等を行い、翌事業年度以降へのフィードバックに役立つ資料の作成を積極的に要求することはなく、公式的にはそのような資料はない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

びわ湖大津観光協会に対するモニタリングについては、市所管課による外郭団体の経営の健全性、効率性、透明性、信頼性のモニタリングを每期実施するとともに、中期計画の最終年度等3年から5年ごとのタイミングで外郭団体としての適合性、財政的関与の妥当性、事務執行の適法性等を総点検する等により確認すべきである。

今後においては、市は外郭団体への関与のあり方について市の方針を明確化するとともに、モニタリングに係るガイドライン等を作成し、その経営状況の健全性等を確認できる仕組みを整備、運用する必要がある。

講じた措置の内容【未措置】

外郭団体のモニタリング制度については、他都市の事例を参考にしながら、その在り方や必要性について検討します。

(行政管理室)

意見(5-2) 地域観光振興事業の事実確認手続について(本報告書 122 頁)

1. 事案の概要

地域観光振興事業の各種イベントに関する実施結果については、市は所定の書式による結果報告書及び支出に関する帳票において確認しているが、実際にイベント等の開催事実を所管課として確認する仕組みが存在しておらず、事後的に開催事実の確認が可能な資料が存在していない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

補助金を利用したイベント等の開催時においては、内部統制の観点から市が事後的に開催事実の確認を実施していることを疎明できるよう、所管課において確認した事実について報告書等を作成し、事実を確認したことを証明する資料を保存しておく必要がある。

講じた措置の内容【方針決定】

当該補助金の実績報告書の様式において、写真等の事業実施が確認できる書類の添付を求めるよう補助金交付基準の変更を行う予定です。

(観光振興課)

意見(5-3) 支払金額の確認方法について(本報告書 122 頁)

1. 事案の概要

市はライトアップ事業補助金の実績確認作業において会計帳簿及び支払金額確認資料を照合しているが、その中のライトアップ事業者へ支払った 5,500,000 円の支出について、支払金額確認資料が請求書ではなく銀行の送金資料が添付されており、当該資料で会計帳簿のチェックが実施されていた。しかしながら、銀行の送金資料の支出額は他の支払と合算して記載されているため、帳簿計上額と一致しておらず、また請求書についても確認がなされていない事実が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

実際の請求書を確認したところ帳簿計上額と銀行の支払金額の内訳と一致しており問題はなかったが、会計帳簿の適正性を確認する方法としては、必要に応じて銀行の支払資料だけではなく請求書の確認を実施する必要がある。

今後においては特に金額の大きいものについては、市は請求書を確認するとともに銀行等の支払事実の確認を合わせて実施し、適切な管理の実施が求められる。

講じた措置の内容【方針決定】

支払金額確認資料は原則として請求書とし、その適正性が確認できない場合や金額が大きい場合においては、必要に応じて銀行等の支払事実についても、本年度から確認することとします。

意見(5-4) 再委託手続について (本報告書 122 頁)

1. 事案の概要

びわ湖大津観光協会が市から受託した「旧竹林院ライトアップ委託事業」、「GOTO トラベルに伴う地域共通クーポン活用促進業務」及び「大津市観光ホームページ運営等業務」の三つの事業において他の業者に業務の一部を再委託しているため、当該再委託に際し再委託に係る承諾依頼書が作成・提出されている。しかしながら、再委託理由については事前口頭説明により判断されるにとどまり、承諾依頼書に明記されていないため、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認が困難な状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

このような状況となった主な理由としては、市において再委託に関する手続きの規定、ガイドライン等が整備されておらず、再委託手続が各所管課の判断で実施されていて、承諾依頼書に再委託理由の記載を求めることとされていないことが挙げられる。今後においては、再委託の承認時に再委託が適切であるかどうかの判断に資するとともに、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認ができるよう、市は承諾依頼書の記載内容に再委託理由の記載項目を追加するとともに、再委託手続についてルールを明確化する必要がある。

講じた措置の内容【検討中】

令和4年度中を目途に、業務委託における承諾依頼書の記載内容に再委託が必要となる理由を記載することをはじめ、本市発注の業務委託における再委託に関するガイドライン等の規程の策定に取り組んでいきます。

意見(5-5) 大津市サテライト観光案内業務における議事録の作成について (本報告書 123 頁)

1. 事案の概要

大津市サテライト観光案内業務における実施計画予定表(案)と実績報告書を比較したところ、予定と実績で実施場所の相違が見受けられた。仕様書を確認したところ、実施場所及び実施時期は市と協議の上決定するとされているが、当該協議決定された議事録等が保存されておらず、仕様書どおりに協議されたかどうかの確認が困難な状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

このような状況が生じた主な原因は、過去から口頭による承認で実施していたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントの中止や変更が多数生じたことから、臨機応変に対応する必要があり、協議内容を記録することを失念していたことによるものである。

今後においては、市は仕様書に従って適切に業務が実施されていることを疎明するための資料として、協議内容について議事録を作成し、保存すべきである。

講じた措置の内容【方針決定】

サテライト観光案内業務において、実施場所及び実施時期が決定された経緯がわかるよう、協議録等の記録を作成し、保存することとします。

(観光振興課)

(6) 浜大津都市開発（株）

結果(6-1) 役員退職慰労引当金の計上について(本報告書 131 頁)

1. 事案の概要

令和3年5月期決算では、退職給付引当金が計上されている。退職金については、退職金規程により支給する旨の規定はあるが、経理規程には、退職給付引当金に関する規定はなかった。また、退職給付引当金には、従業員に対して将来支給する退職給付以外に、役員退職慰労金が含まれている。

2. 監査の結果及び意見

退職給付引当金についての会計処理は、平成18年度から開始されているが、これは、浜大津都市開発が計算書類を作成する際に準拠している中小企業の会計に関する指針が平成17年8月1日に制定されたことがきっかけである。本来は平成18年度までに経理規程を改定し、退職給付引当金に関する規定を追加すべきであった。規程類の改定は、適時に行った上、改定後の規程類に従った対応を行うべきである。

また、役員退職慰労金については、引当金の計上要件を満たしており、引当金を計上することは妥当であるが、退職給付引当金は、従業員に対して将来支給する退職給付についてのみ計上するものであり、役員退職慰労金について計上する引当金については、退職給付引当金とは別に、役員退職慰労引当金という科目で計上すべきである。

浜大津都市開発は、中小企業の会計に関する指針を踏まえ、引当金の計上を行っていたが、その前提となる規程の改定が必要なこと、役員退職慰労引当金の計上に関して計算書類における貸借対照表での科目表示と、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記の引当金の計上基準において、中小企業の会計に関する指針を斟酌したより踏み込んだ対応について適時に可能な体制の構築が必要である。

講じた措置の内容【未措置】

今後、同社が進める令和3年度決算処理の中で、対応を検討します。

(都市魅力づくり推進課)

意見(6-1) 市と外郭団体との希薄な関係について(本報告書 132 頁)

1. 事案の概要

浜大津都市開発は、市が資本金の4分の1以上を出資している団体に該当するため、市の外郭団体となっている。しかし、現状では、市と浜大津都市開発とは、「明日都浜大津」の過半数以上の所有権を有する所有者と施設管理者との関係と、筆頭株主と被投資会社との関係においては密接な関係を有しているが、それ以外の関係は希薄である。

2. 監査の結果及び意見

浜大津都市開発が設立された目的は二つあり、一つ目は市が浜大津地域の市街地再開事業の核施設として整備した「明日都浜大津」における施設管理を行うこと（施設管理目的）であり、二つ目は将来にわたっての浜大津の活性化を担っていくこと（浜大津地域の活性化目的）である。浜大津都市開発は、市の主導によって設立されており、この二つの目的は、市が浜大津都市開発の活動を通じて達成しようとしたものである。施設管理目的については、「明日都浜大津」が完成して以来、現在に至るまで継続して達成されている。「明日都浜大津」の持分の過半数を市が所有しており、今後もこの目的を達成する必要がある。

一方、浜大津地域の活性化目的については、浜大津都市開発に関しては、既に見失われていると思われる。今後、市が浜大津都市開発に浜大津地域の活性化目的を期待せず、施設管理目的のみを求めるのであれば、浜大津都市開発を市の外郭団体と扱い続ける意義は乏しい。現在は市からの出資比率の点で浜大津都市開発を外郭団体と扱う必要があり、市としては、外郭団体に対する管理を行うなどの関与が必要となっている。浜大津都市開発の財務内容は安定しており、「明日都浜大津」における施設管理業務を継続して行う限りは経営面での不安はない。

市が今後も浜大津都市開発に対する関与を継続する積極的な理由がないのであれば、市が所有する浜大津都市開発の株式を売却することにより、浜大津都市開発への市の出資比率を引き下げ、浜大津都市開発を市の外郭団体から除外し、一般の民間会社としての位置付けとすることで、市の事務の効率化を図るべきである。

講じた措置の内容【検討中】

明日都浜大津は浜大津地域の市街地再開事業により整備された施設であり、本市は同施設の地権者であるとともに利用者でもあることから、今後、同社との関係性等を慎重に検討し、対応していきます。

(都市魅力づくり推進課)

意見(6-2) 固定資産の表示と注記について(本報告書 134 頁)

1. 事案の概要

令和2年度の計算書類の貸借対照表において、有形固定資産の区分に「建物・構築物」及び「建物附属設備」の科目が表示されている。貸借対照表においては、有形固定資産の帳簿価額の記載について、取得価額から減価償却累計額を控除後で記載する方法(直接法)を採用した場合は、個別注記表にて貸借対照表に関する注記として、有形固定資産の減価償却累計額を記載する必要がある。会社の個別注記表には、有形固定資産の減価償却累計額の記載がない。また、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記においては、(2) 固定資産の減価償却の方法が記載されているが、無形固定資産であるソフトウェアについては記載されていない。

2. 監査の結果及び意見

令和2年度の計算書類の貸借対照表の有形固定資産の区分においては、「建物・構築物」及び「建物附属設備」の科目は、「建物」として表示すべきである。貸借対照表においては、有形固定資産の帳簿価額の記載について直接法を採用しており、個別注記表に

て貸借対照表に関する注記として、有形固定資産の減価償却累計額を記載すべきである。また、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記（２）固定資産の減価償却の方法において、ソフトウェアについて記載すべきである。

上記のように、計算書類の表示方法において改善を行うべき箇所がある。決算業務においては、会計の専門家である顧問税理士から、科目処理や税務計算についての助言を得ているが、計算書類の表示方法についても助言を得るべきである。

講じた措置の内容【未措置】

今後、同社が進める令和３年度決算処理の中で、対応を検討します。

(都市魅力づくり推進課)

意見(6-3) 役員報酬の表示科目について(本報告書 135 頁)

1. 事案の概要

常勤である代表取締役社長については、基本給と役職手当が支給されている。支給額は、計算書類では、販売費及び一般管理費の「給料」に含めて表示されている。

2. 監査の結果及び意見

代表取締役社長に対する支給額は、販売費及び一般管理費の「給料」の科目ではなく、「役員報酬」の科目で表示すべきである。

講じた措置の内容【未措置】

今後、同社が進める令和３年度決算処理の中で、対応を検討します。

(都市魅力づくり推進課)

(7) (公社) 大津市シルバー人材センター

結果(7-1) 補助対象事業費の正確な把握について(本報告書 141 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターに対する補助金については、国の交付要綱等において補助額算定基準が定められており、市としても、毎年、国から示される執行方針を参考に予算額を算定し、補助金の交付を行っている。

国の基準に準拠して補助金を支給するのであれば、補助対象経費と補助対象外経費の区分についても、国の補助額算定基準に基づくべきものであるが、シルバー人材センターによると、本来は補助対象であるが、市の補助金交付額が国の限度額を下回り、結果的に市の負担がなされていない費目を補助対象外経費に含めているとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

シルバー人材センターにおいて、補助金の精算報告に当たり、市の負担の有無を勘案するのではなく、国の補助額算定基準に基づき、補助対象経費と補助対象外経費を区分することとし、市においては、その内容の適切性を十分確認し、補助金の額の水準の妥当性の検証にも活用すべきである。

講じた措置の内容【措置・改善済】

補助金の交付申請や実績報告等に当たって、補助金の額に関わらず、補助対象額を算

出して記載することが適切であることから、今後は補助対象の総額を記載するようにシルバー人材センターと既に調整済です。

(長寿政策課)

結果(7-2) 政策的随意契約の公表について(本報告書 143 頁)

1. 事案の概要

令和2年度における契約金額50万円以上のシルバー人材センターとの契約について、大津市契約規則に基づき令和2年度中に実施した公表の状況について、各契約の所管課にアンケート調査を実施し確認したところ、所定の公表が漏れているものが見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

大津市契約規則の規定を遵守して、漏れなく公表を行う必要がある。なお、現状の市の公表方法は、発注見通し、契約締結前、契約締結後のそれぞれの公表について、市ホームページの別々の箇所に掲載されており、発注見通し、契約締結前、契約締結後の公表の関連性が分かりづらく、また掲載期間も短い状況となっている。

この点、青森市では、一覧できる表形式で分かりやすい公表が行われており、過年度の案件も含め、長期間にわたりホームページに公表されているので、参考にされたい。

講じた措置の内容【検討中】

令和4年度中を目途に、本市契約規則第18条の2に規定するそれぞれの公表手続が遵守されるよう、政策的随意契約の公表を行う場合の事務処理マニュアルの作成に取り組んでいきます。

(契約検査課)

意見(7-1) 補助金のあり方や水準に係る相互理解の醸成について(本報告書 145 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターが策定した平成30年度から令和6年度までの中長期経営事業計画における収支見通しは、市補助金について、令和元年度以降の大幅な増額を見込んだものとなっているが、実際には、令和3年度における市補助金の予算額は15,525千円であるのに対し、シルバー人材センターの中長期経営事業計画における収支見通しでは24,900千円となっており、今後も年々乖離が拡大することが予想される。

本来、計画を策定する際は、自主財源の確保については数値目標を掲げ、補助金等相手方のあるものについては、実現可能な額を計上することが求められるが、市とシルバー人材センターの間で補助額の水準に対する認識の相違が解消されないまま、収支見通しが作成されていることが、このような乖離の要因であると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

補助金とは、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なしに支出するものである。よって、補助金の効果測定のあり方について、いかなる「公益」の実現に寄与しているのか、補助額の水準は実現

した「公益」と均衡がとれているものなのかについて、市とシルバー人材センターの間で認識を統一する必要がある。

講じた措置の内容【取組中】

市が支出した補助金が、公益に見合った状況となっているか、効果測定することは重要であることから、補助金の成果について、市とシルバー人材センターが認識を共有できるよう、協議を進めていきます。

(長寿政策課)

意見(7-2) 補助金の成果指標について (本報告書 146 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターへの補助金は、「高齢者労働能力活用事業」として事務事業評価の対象とされており、活動指標は「助成額」、成果指標は「会員数」とされている。シルバー人材センターへの補助の目的がシルバー人材センターの振興であるとする、成果指標としている会員数はそれを端的に表す指標と言えるが、シルバー人材センターの活動を測る指標は他にも考えられる。

2. 監査の結果及び意見

たとえば、契約件数、就労延べ日数、国の補助制度において運営費の加算措置がある会員数の増加割合などの要件、現役世代を支えるサービスなど特定の事業の件数や契約額が指標として考えられる。

市は、シルバー人材センターからの意見も聴取し、活動実態をより適切に数値化できる指標を設定した上で、その検証結果を踏まえ、補助金のあり方を検討する必要がある。

講じた措置の内容【検討中】

事務事業評価で、シルバー人材センターの活動実態をより適切に数値化できる指標が他にないか、シルバー人材センターからの意見を聴取した上で、現状の指標の合理性を点検し、他の指標を採用して見直すべきかどうか、所管課として検討を行います。

(長寿政策課)

意見(7-3) 高齢者福祉計画を踏まえたシルバー人材センターへの支援について (本報告書 146 頁)

1. 事案の概要

「おおつゴールドプラン 2021 第8期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においては、「短期就労を希望する高齢者の就業先の開拓と高齢者のマッチングを目指したシルバー人材センターがそのノウハウを生かせるよう支援する」とされている。

このような施策の中で、シルバー人材センターが自らのノウハウを活用して、新たな取組みを担うのであれば、市が補助金又は委託料による追加的な財政的支援を行うことにも妥当性があり、現在、市はシルバー人材センターのノウハウ活用に係る具体的な方策について検討を進めているとのことである。

2. 監査の結果及び意見

市は、シルバー人材センターからも積極的に事業の拡充や品質向上に向けた取組みについての提案を受け、シルバー人材センターが担うべき役割や取組みを検討し、新たな事業の創出や雇用の促進の方策を検討すべきである。

講じた措置の内容【検討中】

市として、シルバー人材センターが自らのノウハウを活用した、新たな事業や品質向上の取組の提案がされた場合は、更なる高齢者雇用の促進につながるような支援の方策について検討を行っていきます。

(長寿政策課)

意見(7-4)補助金の状況報告及び調査又は現地調査等の活用について(本報告書 147 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターによると、以前は、市職員がシルバー人材センターの理事や監事に就任し、市との連携が行われていたが、現在は、市職員の理事や監事への就任がなく、市との協議の機会が少なくなっているとのことであった。この点、シルバー人材センターは市からの出資がされていない独立した団体であるから、市の主体的な関与を縮小させ、シルバー人材センターの自主、自立を促進させることも重要である。

一方、今後、シルバー人材センターには市と対等の立場で超高齢化社会における社会的課題の解決に向けた取組みを進めることが求められるが、そのような取組みを促進するためには、市との協議の機会を十分に確保する必要がある。

2. 監査の結果及び意見

シルバー人材センターが述べるように、理事や監事への市職員の就任がなくなったことにより、協議の機会が減少したのであれば、その代替となる機会を確保することも必要である。そのためには、補助金の状況報告及び調査又は現地調査等を活用し、シルバー人材センターの現場に足を運び、双方が意見交換や情報交換する機会を設けることが考えられる。

これにより、所管課とシルバー人材センターが密なコミュニケーションを取る機会を積極的に持つ効用もあると考えられることから、市は定期的な状況報告及び調査又は現地調査等の実施を検討する必要がある。

講じた措置の内容【取組中】

補助金事務に必要な連絡調整だけでなく、予算要求までの準備時期など、適切な時期に、シルバー人材センターと適宜情報交換する機会を設けることで、今後の事業展開や方向性について意思疎通を図っていきます。

(長寿政策課)

意見(7-5)政策的随意契約における契約金額の妥当性の確認について(本報告書 148 頁)

1. 事案の概要

令和2年度における契約金額 50 万円以上のシルバー人材センターとの契約について、所管課による積算の有無を確認したところ、所管課による積算が行われていないも

のが見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

政策的随意契約による場合であっても、経済合理性の確保のため、所管課における積算の実施などの方法により、契約金額の妥当性を検証する必要がある。

講じた措置の内容【検討中】

令和4年度中を目途に、最小の経費で最大の効果を挙げるという基本原則に立脚した運用にも配慮する観点から、所管課において積算を実施した上で見積書と照合することや、見積書の金額を構成する労務単価が妥当であるかを確認する等の手順を記載した政策的随意契約事務処理マニュアルの作成に取り組んでいきます。

(契約検査課)

意見(7-6) シルバー人材センターとの委託契約書における再委託の承諾に係る規定について(本報告書 149 頁)

1. 事案の概要

市とシルバー人材センター、シルバー人材センターの会員との関係は、市とシルバー人材センターが業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約をシルバー人材センターと会員が締結する形態となっている。このような形態は形式的には一括再委託に当たるが、シルバー人材センターとの委託契約書には再委託の禁止に係る一般的な規定が置かれている。

2. 監査の結果及び意見

シルバー人材センターの設置の趣旨を踏まえると、再委託の禁止の例外として、市の承諾も要しないものとするのが相当であり、会員との請負契約は一括再委託の禁止の例外であることをシルバー人材センターとの委託契約書に明記しておくべきである。

講じた措置の内容【取組中】

現在、総務部総務課所管のライブラリにおいて委託契約書の雛形を掲載し、合わせて当該契約書に係る留意事項を明示しているところ、今般、その一項目として、シルバー人材センターと契約する場合において、その業務を当該シルバー人材センターの会員が担うものであるときは、再委託の禁止に係る規定部分を削除することを明記します。

(総務課)

(8) (公財) 大津市国際親善協会

結果(8-1) 賞与引当金の計上について(本報告書 154 頁)

1. 事案の概要

国際親善協会の給与規程第15条及び第16条より、発生主義に基づき年度末において賞与引当金を計上する必要がある。しかし、令和2年度の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。

2. 監査の結果及び意見

令和3年6月の賞与等は令和2年12月から令和3年5月までの期間に基づき支払われることから、このうち、令和2年12月から令和3年3月までの期間に相当する分について令和2年度の決算で賞与引当金として計上する必要があったこととなる。

重要性の概念はあるものの、それほど大きな組織でもないことから、令和3年度以降の決算においては賞与引当金を計上すべきである。

講じた措置の内容【方針決定】

令和4年度から賞与引当金として計上することとします。

(M I C E 推進室)

意見(8-1) 行政財産の使用料について(本報告書 155 頁)

1. 事案の概要

市は国際親善協会に対して、市の行政財産である明日都浜大津を無償で使用できる許可を与えている。行政財産使用料の減免は、大津市行政財産使用料条例第8条に規定する事由に該当することが基準となり、当該ケースは、同条第3号の「その他市長が特に必要と認めるとき。」に該当するとされる。そのうちの「市の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合」として全額が減免される格好となっている。

一方、国際親善協会は収益事業で語学講座を行っており、語学講座を行う際も使用許可を得た建物内で行っている。このため、上記の公共的活動の用に供するためにのみ使用されているわけではない。この点、語学講座は、市が目標とする国際交流や多文化共生の推進に寄与していると考えられるとして、市は国際親善協会が実施する収益事業での施設使用に際してもその使用料について免除しているとのことであった。

2. 監査の結果及び意見

語学講座が主として個々人の間で実施されており、国際親善協会が個人から対価を得ていることを考えると、上記の公共的活動の用に供するために使用されているとは言い難い。また、令和2年7月の市と国際親善協会との協議において、市所管課からも、収益事業部分については使用料を取るべきであるとの見解が出ている。

市は収益事業として実施されている語学講座の使用時間に応じた使用料を請求していないことが合理的であるかどうかについて、再度その根拠を明らかにした上で、今後も使用料全額免除を継続するかどうかを検討すべきである。

講じた措置の内容【検討中】

収益事業部分の行政財産使用料の減免の継続について関係課と協議の上、令和4年度中に方針を決定する予定です。

(M I C E 推進室)

意見(8-2) 国際親善協会の中長期計画について(本報告書 156 頁)

1. 事案の概要

市はこれまで、姉妹友好都市等の交流を通じた市民の国際理解の推進や、多文化共生の地域づくりを、総合計画及び大津市国際化推進大綱の中での取組方針として位置付け、施策を実施してきた。その中で国際親善協会は、市民主体の国際交流活動の拠点と

して、市民参加型のイベントや講座、またボランティアを中心に日本語教室や在住外国人対象の相談会などの多文化共生施策を実施しており、市と国際親善協会が協働して地域の国際化に取り組む中、市から国際親善協会へは補助金の交付も行われてきた。

現在の市から国際親善協会に対する補助は「(公財) 大津市国際親善協会運営補助金交付基準」に基づき行われており、当基準によれば、補助金交付事業の終了時期は令和5年3月31日となっている。

2. 監査の結果及び意見

補助金交付事業の終了時期は令和5年3月31日だが、その時期が過ぎたからといって、市の国際交流が終わるわけではないと考えられるため、令和5年度以降、どのように事業を継続していくか等、市及び国際親善協会は今まで以上に3E(経済性、効率性、有効性)を意識した計画を立てておく必要がある。市と国際親善協会は単年度ごとの受託事業についての協議は定期的実施されているが、中長期的な協議まではあまり踏み込めておらず、国際親善協会も市も中長期計画までは立てられていない。

仮に市からの補助金がなくなった場合、国際親善協会が現状の組織体制で運営していくことは厳しいと考えられる。今後も、市の施策目標の達成のためには、市民レベルで施策展開している国際親善協会の存在が重要であり、引き続き市と国際親善協会が一体となって施策を推進していくためにも、中長期計画の作成について今の段階から検討していくべきである。

講じた措置の内容【取組中】

国際交流事業及び多文化共生推進事業の中長期的な取組方針及び市・協会間の役割分担について、令和4年度中に市と協会が協議の上、取りまとめます。

(M I C E 推進室)

意見(8-3) 国際親善協会の成果指標について(本報告書 156 頁)

1. 事案の概要

市は国際親善協会組織強化事業の活動指標及び成果指標として、それぞれ会員登録ボランティア数とボランティア活動参加者数を指標としている。令和元年度後半から新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度の実績はいずれの指標も大きく減少している。

2. 監査の結果及び意見

国際親善協会の国際交流活動に対してボランティアの人数等が増えることは、国際親善協会組織が強化されている一つの指標になると考えられる。ただ、様々な理由によりボランティアに参加できない市民も多いと考えられることから、市民の国際交流に関する意識が向上しているかどうかを別の観点から検証することも重要であると考えられる。また、平成29年度の大津市事業レビュー時においても、市民評価員から「成果物や具体的な評価の仕方がみられないと感じた。」や「成果がボランティアの参加者数というのは理解し難い。」との指摘もあった。

国際親善協会は SNS による事業の発信もしており、その発信回数やフォロワー数、い

いね!ボタンのクリック数も活動指標や成果指標となり得ると考えられる。現在の指標以外に、上記のような SNS 上での活動や成果について指標として追加することも検討されたい。

講じた措置の内容【方針決定】

令和 5 年度から、協会 Facebook における発信回数を活動指標に、協会 Facebook のフォロワー数を成果指標に追加することとします。

(M I C E 推進室)

9. (株) まちづくり大津

(意見 9-1) 外郭団体に対する包括的モニタリングの必要性について (本報告書 161 頁)

1. 事案の概要

まちづくり大津は市から独立した法人であり、法令等に基づき設置する監査役等により、法人内部でガバナンスのチェックをすることが前提であるが、市は出資や補助金の交付等による財政的な関与を行っており、法人の経営状況は市の財政や公的サービスの提供に少なからず影響があることから、法人の自立性を尊重しつつ、その経営状況の健全性等について適宜確認する必要がある。

しかしながら、市において外郭団体を包括的にモニタリングするような仕組みは特に定められていないことから、まちづくり大津に対して中期計画の策定、予算実績比較分析等の翌事業年度以降へのフィードバックに役立てる資料の作成を積極的に要求することはなかった。また、計算書類等の決算資料は入手しているが当該決算数値を基に分析等を実施し、今後の経営計画に反映させるような活動がなされていない状況が確認された。

2. 監査の結果及び意見

まちづくり大津に対するモニタリングについては、所管課による外郭団体の経営の健全性、効率性、透明性、信頼性のモニタリングを每期実施するとともに、中期計画の最終年度等 3 年から 5 年ごとのタイミングで外郭団体としての適合性、財政的関与の妥当性、事務執行の適法性等を総点検する等により、確認すべきである。

今後においては、外郭団体への関与のあり方について市の方針を明確化するとともに、モニタリングに係るガイドライン等を作成し、その経営状況の健全性等を確認できる仕組みを整備、運用する必要がある。

講じた措置の内容【未措置】

外郭団体のモニタリング制度については、他都市の事例を参考にしながら、その在り方や必要性について検討します。

(行政管理室)

意見(9-2) まちづくりにおける外郭団体の連携の可能性について (本報告書 162 頁)

1. 事案の概要

まちづくり大津は、都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定により都市再生推進法

人に指定されており、市は、官民連携のまちづくり制度である都市再生推進法人制度を活用し、さらなる中心市街地の恒常的な賑わいあるまちづくりを進めるため、まちづくり大津に補助金及び指定管理者としての業務を委託している。

一方、明日都浜大津は、中心市街地の活性化に関する法律が改正施行された平成 18 年に中心市街地活性化の拠点としてリニューアルオープンしており、市は浜大津近辺の地域活性化に向けた取組みをもう一つの外郭団体である浜大津都市開発に出資して、事業を進めている。しかし、最近では市において浜大津周辺地域の活性化を重点施策に取り上げておらず、同社を浜大津周辺地域の活性化におけるプレーヤーとして積極的に位置付けていない状況にある。

2. 監査の結果及び意見

市は、まちづくりに関する外郭団体としてまちづくり大津と浜大津都市開発の二つの外郭団体を所管しているが、これまで両者がまちづくりについて協議した事実は認められなかった。これは、まちづくりについて二つの外郭団体をどのように活用するかの方針が市になく、まちづくりにおける両者の位置付けを明確にしてこなかったことが要因の一つと考えられる。

今後、市がまちづくりにおけるプレーヤーとして、二つの外郭団体を位置付けるのであれば、まちづくりにおける市の立ち位置を明らかにした上で、市がまちづくり大津と浜大津都市開発と連携してまちづくりの協議の場を設定するなど、まちづくりに成果が出る対応を行うべきである。

講じた措置の内容【検討中】

今後、外郭団体とまちづくりにおける関係性等を慎重に検討し、対応していきます。
(都市魅力づくり推進課)